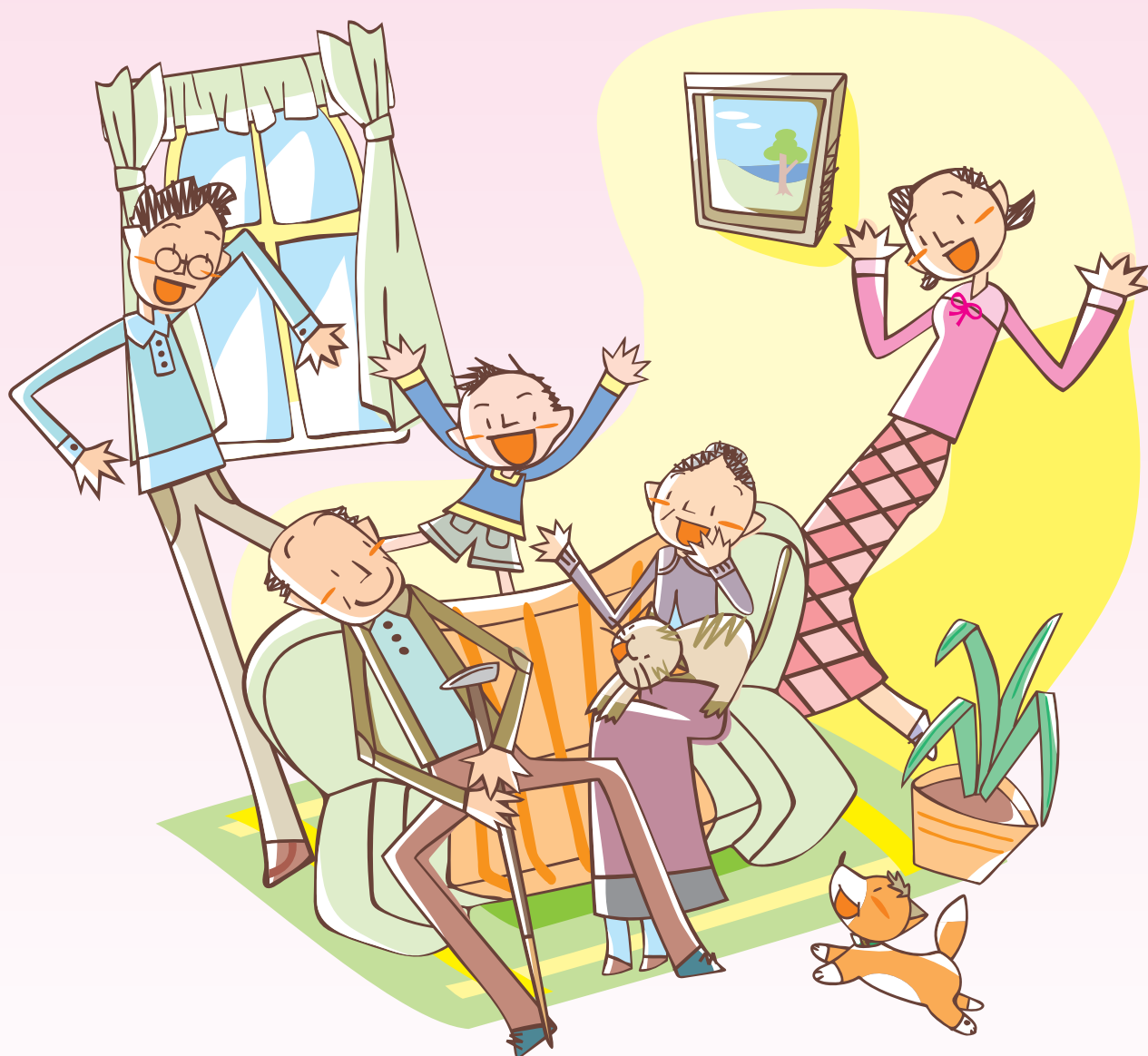




吉岡町



地域福祉計画 地域福祉活動計画



平成 28 年 3 月
吉岡町
吉岡町社会福祉協議会

はじめに

近年の「少子高齢化」の中、当町においては人口の増加にともない子どもたちの人口も増えておりますが、確実に高齢化は進んでおり、核家族化等による生活環境の多様化もあり地域のつながりの希薄化が心配されています。

こうした状況の中、本計画は、「支えあい 地域つながる町づくり～笑顔あふれる助けあいのまち～」を将来像とし、基本目標に3つの仕組みづくり「1. 地域で支える仕組み」

「2. 安心して暮らせる仕組み」「3. いきいきと暮らせる仕組み」を掲げ、一人ひとりが地域福祉の主役となり、家族、地域の絆を強化し、行政や社会福祉協議会、関係機関・団体等と協力し、地域の結びつきと助けあいにより住み慣れた町に健康で安心・安全に暮らし続けられるように策定いたしました。

本計画では、住民アンケートや地域福祉座談会等でいただいた課題解決のため、行政や社会福祉協議会の役割をはじめ、住民皆様に積極的に参加・協力いただきたい活動も掲載させていただきました。住民皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査、住民座談会にご協力いただいた住民皆様、ご尽力いただいた吉岡町地域福祉計画策定委員及び吉岡町地域福祉活動計画策定委員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成28年3月



吉岡町長
石 関 昭

ごあいさつ

少子超高齢社会の進展により社会的孤立の問題、経済的困窮、虐待等権利擁護の問題など多様化・深刻化する生活課題が山積する中、生活困窮者自立支援制度、介護保険制度改正による新しい総合事業、子ども・子育て支援新制度などの新たな制度・施策を進めることが課題となってきました。



今、地域社会で起きている様々な生活課題・福祉課題は、既存の制度だけで解決できないものも多く、ニーズに応じて、多様で柔軟な支援やサービスを制度外も含めて作り出していくことが求められております。

このような情勢を踏まえ、自助・共助・公助が一丸となり、それぞれの特性と実績を活かして幅広い関係者の協働の場をつくり、地域の課題への取り組みを推進し解決していくことが大変重要と考えております。

そこで、「誰もが住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送ることを支援する」ことを目指し本活動計画を策定しました。

町民、関係団体の皆様のご理解、ご支援をいただきまして「住んでよかった、住んでみたい町」づくりを推進していきたいと思っております。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました吉岡町地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査や住民福祉座談会などを通じ貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様方に心からお礼と感謝を申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会
会 長 宿 谷 忍

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 策定の背景	1
1-2 地域福祉とは	1
(1) 「社会福祉」と「地域福祉」の違い	1
(2) 社会の変化と地域福祉計画策定の背景	2
1-3 地域福祉は地域住民が主体	3
(1) 自助・共助・公助の組み合わせの計画	3
(2) すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画	3
(3) 地域福祉の担い手とは	3
1-4 計画の位置づけ	4
1-5 計画期間	5
1-6 計画の策定体制	5
第2章 吉岡町の地域福祉をとりまく課題の整理	6
2-1 人口及び世帯等の状況	7
(1) 人口の状況	7
(2) 世帯の状況	9
(3) 地域別人口・世帯	10
(4) 将来人口	12
2-2 数値でみる要支援者等の状況	13
(1) 障がいのある人（手帳所持者等）	13
(2) 介護保険要介護認定者	15
(3) 生活保護世帯等	15
2-3 町民アンケート調査結果からみる現状と課題	16
(1) 調査の概要	16
(2) 調査結果の概要	16
2-4 住民福祉座談会	20
(1) 住民福祉座談会の概要	20
(2) 住民福祉座談会での主な意見（現状と課題、解決策の案）	21
2-5 課題解決のための施策の方向性	25

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方	26
3－1 将来像（基本理念）・基本目標	26
3－2 施策・事業の体系	29
第4章 地域福祉の推進策	30
基本目標1 地域で支える仕組みをつくる	30
(1) 福祉意識の醸成	30
(2) 地域住民の交流促進	32
(3) 支えあい・見守り体制の充実	33
(4) 地域福祉活動の推進	35
基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる	37
(1) 各種サービスの適切な利用の促進	37
(2) 生活支援サービスの充実	40
(3) 安全で暮らしやすい生活環境の充実	42
(4) 権利擁護の推進	45
基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる	47
(1) 健康づくり・介護予防の推進	47
(2) 社会参加・生きがいのづくり	49
第5章 計画の進行管理	50
5－1 点検と評価	50
資料編	51
資料1 福祉の分野別計画の概要	51
(1) 子ども・子育て支援	51
(2) 障がい福祉	53
(3) 高齢者福祉・介護保険	54
資料2 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	55
(1) 吉岡町地域福祉計画策定委員会設置要綱	55
(2) 吉岡町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	57
(3) 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 名簿	58

第1章 計画策定にあたって

1-1 策定の背景

近年、社会経済構造の変化や少子高齢化は、社会・経済・福祉だけでなく、まちづくり全般に影響しています。このような中、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、孤立死、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、ワーキングプアをはじめとした貧困問題など、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、従来の公的なサービスだけでは対応することは困難となってきています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人のつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

こうした地域をとりまく環境の変化に対応するため、自治会、関係機関や福祉団体等との連携を強化していくとともに、住民参加による地域の福祉力を高めることで地域の課題に取り組んでいく必要性が高まっています。

このような背景から、本町では誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けていくことができるよう、地域福祉を推進するための指針となる「吉岡町地域福祉計画」及び「吉岡町地域福祉活動計画」を策定しました。

1-2 地域福祉とは

(1)「社会福祉」と「地域福祉」の違い

「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決を図るための制度や取り組みの総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

一方、「地域福祉」は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支えあう社会”を実現しようとすることです。

◇「障がい者」の表記について

本計画では、障がい者の「害」という漢字からくる印象を考慮し、法制度以外はすべて「障がい者」と平仮名で表記します。

(2)社会の変化と地域福祉計画策定の背景

社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長とともに発展してきました。

しかし、「地域社会の変化」にともない、多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通な基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革では、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう支援することが、これからの社会福祉の目的であるとし、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実、を3つの柱として改革が行われました。

この改革の中で、平成 12（2000）年6月に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法（以下「法」という）」が成立しました。そして、「地域福祉の推進」はこの法の中で位置づけられています。

社会福祉法

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようする時は、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

1－3 地域福祉は地域住民が主体

(1) 自助・共助・公助の組み合わせの計画

法では、市町村地域福祉計画の策定を規定していますが、地域福祉をどの様に進めていくか、それぞれの市町村により異なります。言い換えると、市町村の地域福祉に対する思いが、この地域福祉計画なのです。なお、都道府県は「地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉を支援することが法に定められています。

社会や産業構造の変化により、私たちの吉岡町においても、家族の絆や地域のつながりが希薄になってきています。また、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人や家庭、困りごとや悩みごとを抱える人が増えています。

これらの課題に対し、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちや行政と一緒に解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスを利用して解決する」（公助）、さらにこれらの組み合わせにより解決していくことが求められています。

こうしたことから、吉岡町をもっと暮らしやすいまちにするために、地域住民と行政と一緒に地域福祉を推進していくうえでの羅針盤となる計画を策定する必要があります。

(2) すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画

これまでの社会福祉は、ややもすると行政から町民への給付という形をとってきました。これからは、個人の尊厳を重視し、自分に適したサービスを選択できる社会福祉でなければなりません。つまり、主体は利用者自身なのです。また、地域福祉は、現に福祉サービスを利用している人だけを対象としたものではなく、すべての町民が対象となり、主体となります。

吉岡町にはたくさんの方が生活しています。それぞれの思いや生き方も違います。大切なのは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」「お互い様」という対等で相互の関係を築くことです。

私たちのまちをもっと暮らしやすくするためには、すべての地域住民が主体となり、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げ、一人ひとりが地域の担い手となることが必要なのです。

(3) 地域福祉の担い手とは

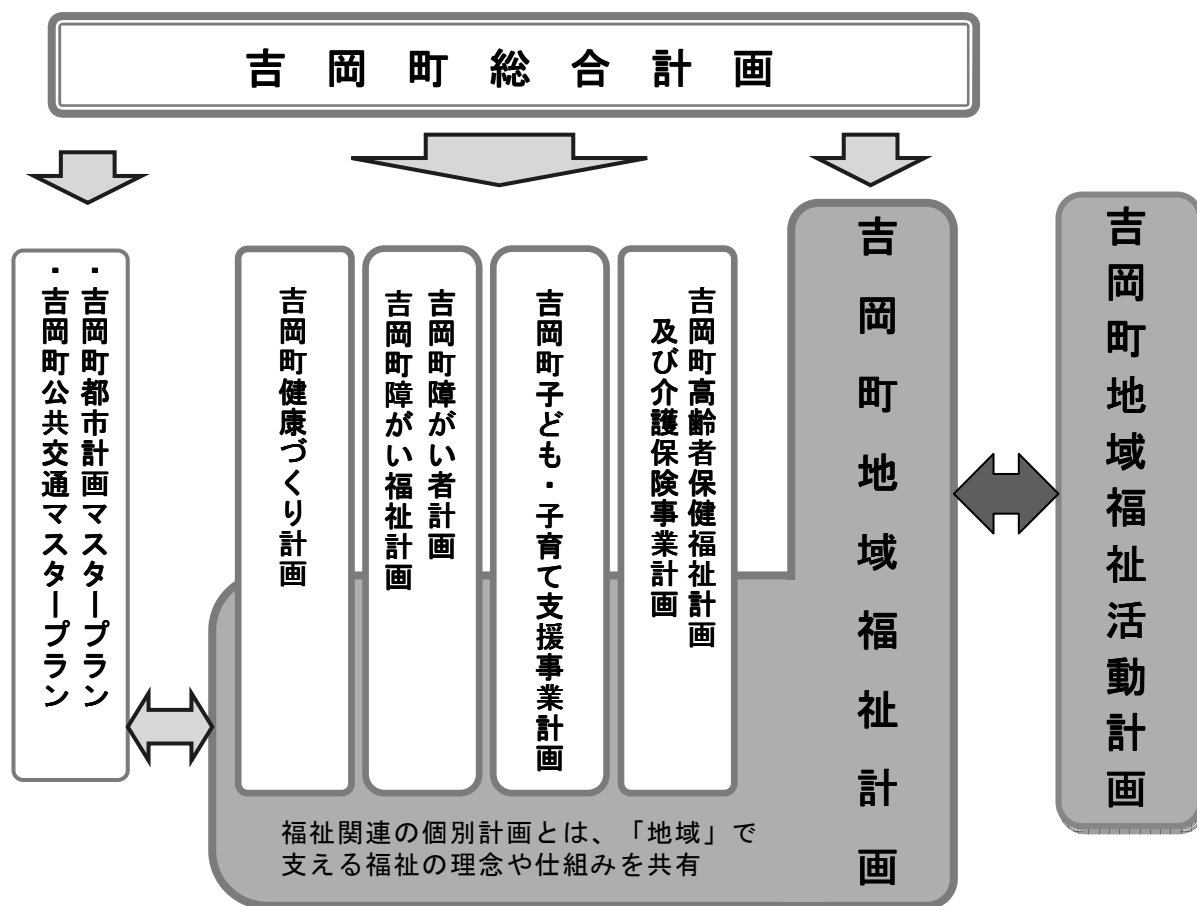
地域福祉は、行政だけでなくその地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人」が推進の担い手です。

具体的には、地域住民、自治会、一般企業、商工会、吉岡町社会福祉協議会（以下「町社協」という）、民生委員・児童委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人¹」という）、学校、社会福祉法人、民間事業者や吉岡町内で働く人などで、それらの人々と協働して地域福祉を進めることが重要です。

1-4 計画の位置づけ

吉岡町総合計画を最上位計画とし、高齢者、障がいのある人、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これらの既存計画と理念を共有する計画です。

■他計画との関係



¹ NPO:「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。
このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

1－5 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

1－6 計画の策定体制

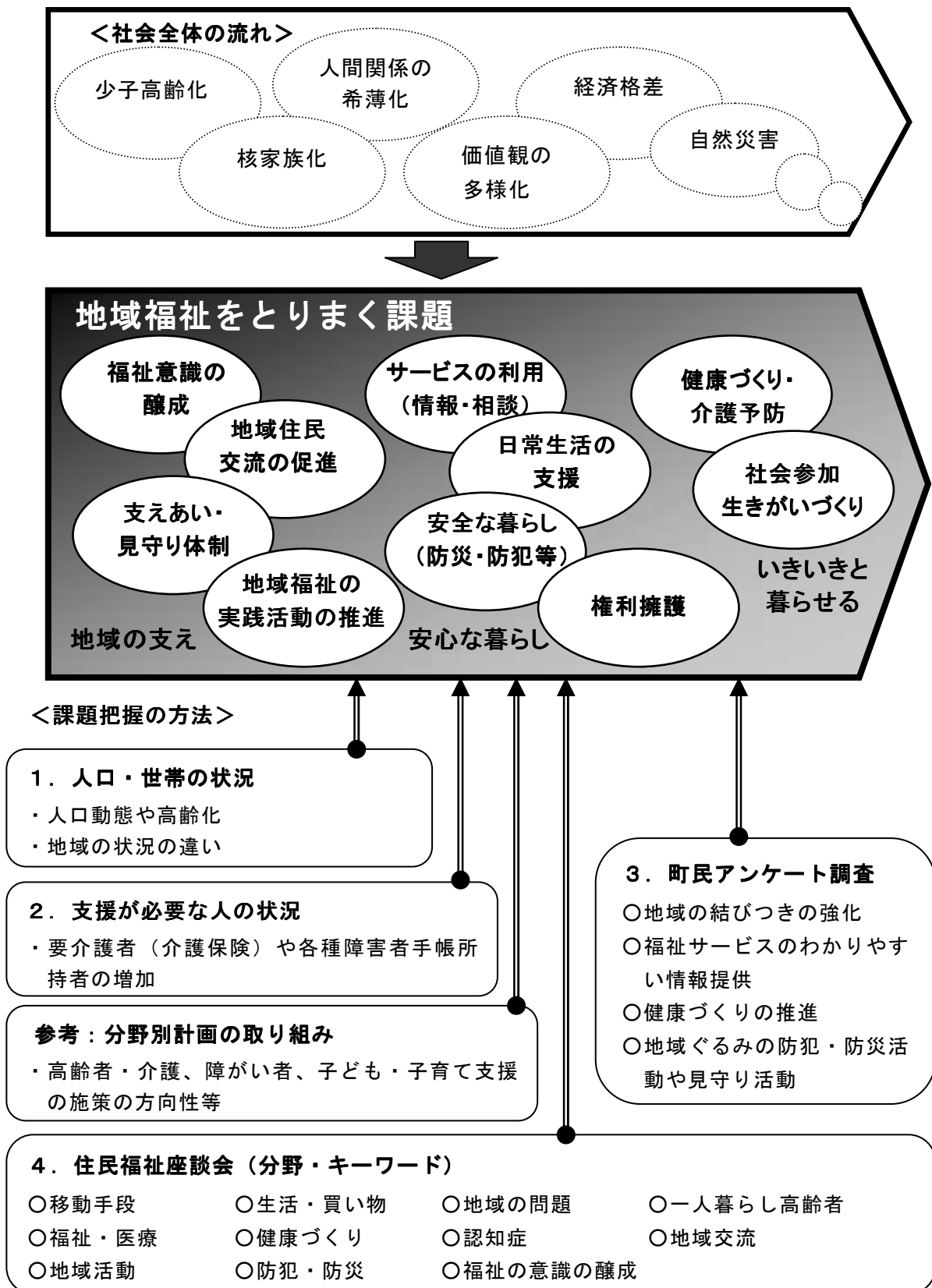
本計画の策定にあたり、町民アンケート調査、住民福祉座談会、パブリックコメント¹手続き等による町民の意見・要望を収集しました。

また、各種団体などの代表者で組織される「吉岡町地域福祉計画策定委員会」及び「吉岡町地域福祉活動計画策定委員会」の意見を反映しながら策定しました。

¹ パブリックコメント:町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、その案の趣旨、内容等を公表して町民等から意見を募集し、これに考慮して意思決定を行う一連の手続きのことです。

第2章 吉岡町の地域福祉をとりまく課題の整理

地域福祉をとりまく現状と課題について、人口や世帯の状況や分野別計画、町民アンケート調査、住民福祉座談会等をもとに課題を整理しました。



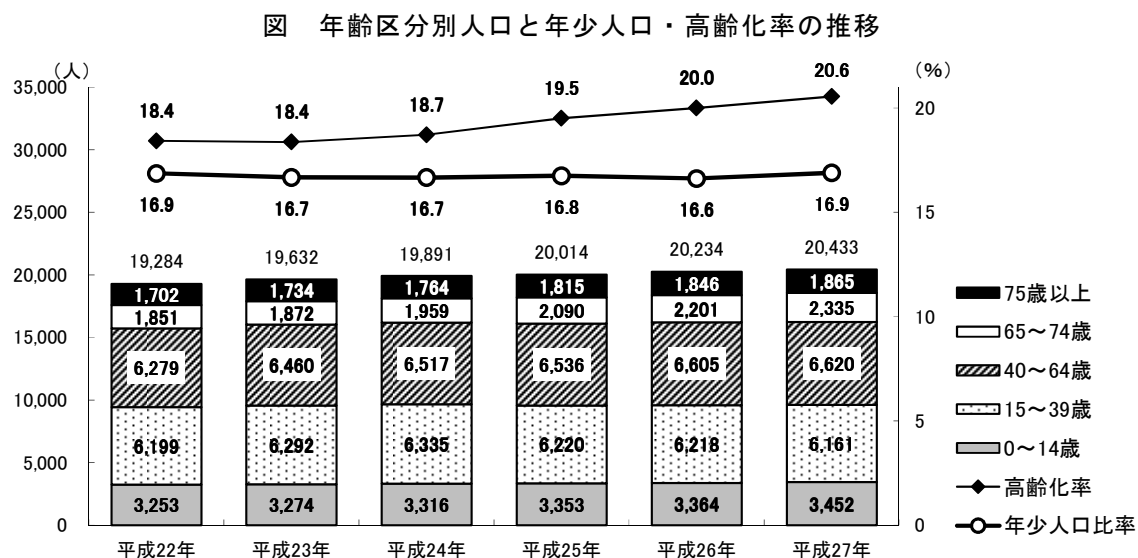
2-1 人口及び世帯等の状況

(1)人口の状況

①総人口と人口構成の推移

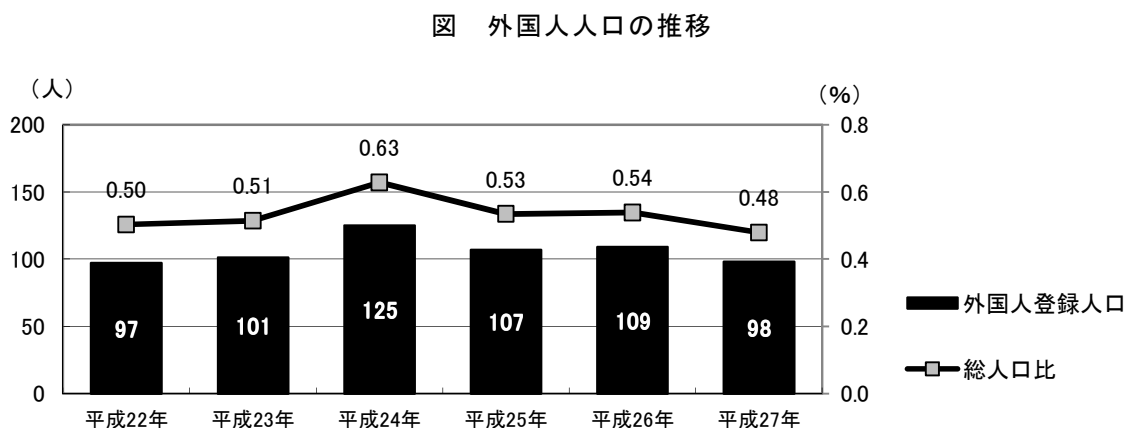
総人口は平成 27 年 3 月末現在、20,433 人で、平成 22 年 3 月末と比較して、5 年間で 1,149 人増加しています。

年齢区分別の人口の推移をみると、高齢化率（65 歳以上人口比率）は増加傾向にあり、平成 26 年に 20%を超え、平成 27 年 3 月末現在 20.6%となっています。年少人口比率（0～14 歳人口比率）は平成 22 年以降微減で推移していましたが、平成 26 年から平成 27 年にかけて増加し、平成 27 年 3 月末現在 16.9%となっています。



②外国人人口

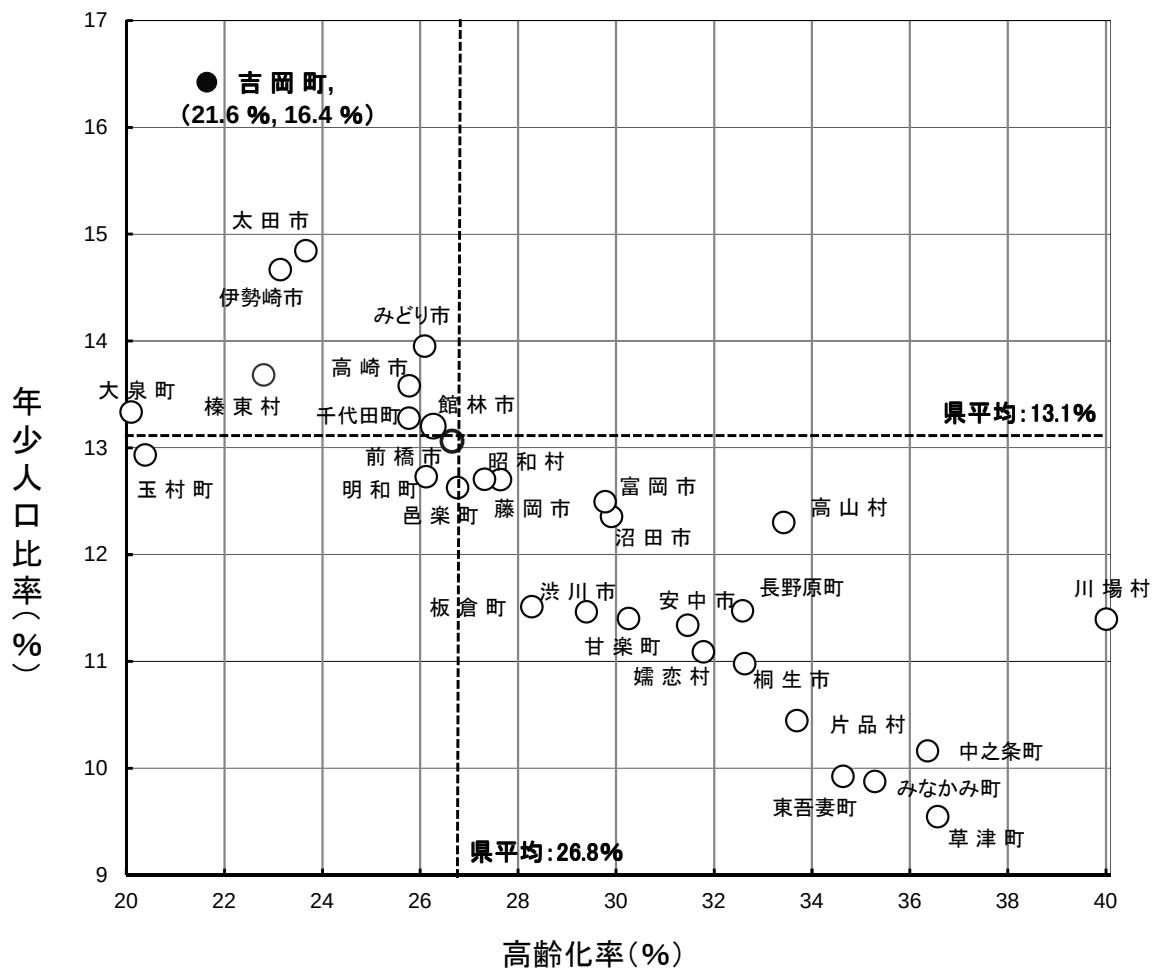
外国人登録人口は 100 人前後で推移しています。総人口に対する比率は平成 24 年以降減少傾向にあり、平成 27 年現在 0.48%となっています。



③県内市町村との人口構成比較

人口構成（年少人口比率・高齢化率）を、県内市町村と比較すると、高齢化率は大泉町、玉村町に次いで低く、年少人口比率は最も高い位置にあります。

図 県内市町村の年少人口比率・高齢化率の比較



- * 1 上野村、神流町、下仁田町、南牧村は高齢化率が 40%以上、又は、年少人口比率が9%未満のため非表示。
- * 2 平成 22 年国勢調査結果を基礎とし、これに 10 月 1 日から翌年9月 30 日までの1年間における住民基本台帳法上の移動数を加減して算出。

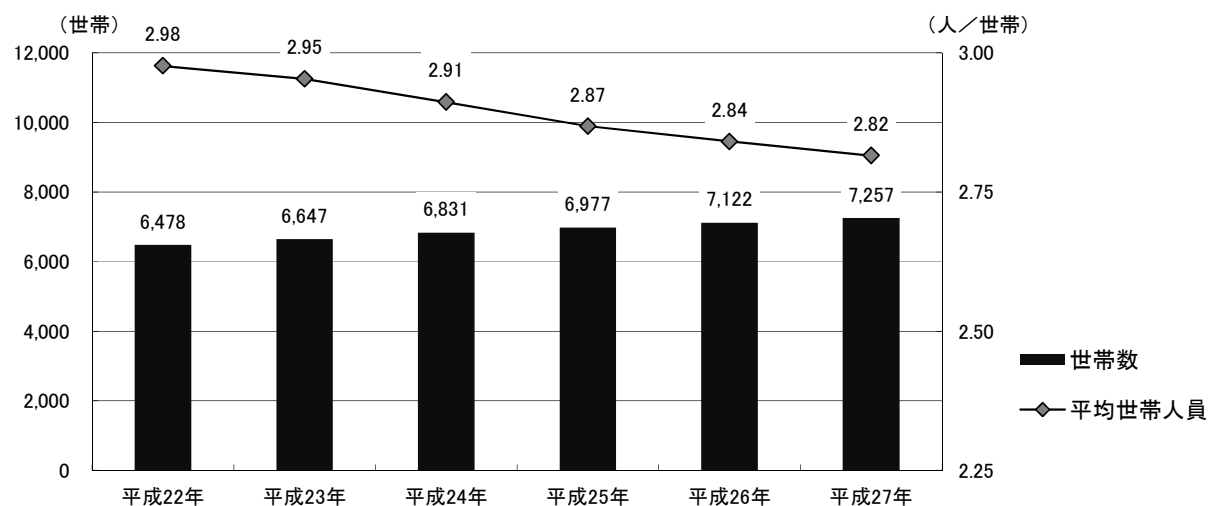
資料：群馬県 年齢別人口統計調査(平成 26 年 10 月 1 日現在)

(2)世帯の状況

①世帯数の推移

世帯数は増加の一途で、平成 27 年現在、7,257 世帯で平成 22 年から5年間で 779 世帯増加しています。一方、平均世帯人員は、人口増にあるものの世帯数の増加が大きいことから、減少傾向にあります。

図 世帯数・平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

②世帯構成

一般世帯の構成をみると、高齢者のいる一般世帯は平成 22 年現在 35.5%で、うち単身世帯が 14.7%、夫婦のみ世帯が 25.7%となっています。

また、18 歳未満のいる世帯は全世帯の 34.2%、うち6歳未満のいる世帯は 44.8%となっています。また、ひとり親世帯は 7.0%となっています。

表 世帯構成

(単位：世帯)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯 *1 (平均世帯人員)	4,934 3.22 人/世帯	5,509 3.12 人/世帯	6,501 2.90 人/世帯 (100.0%)
核家族世帯	3,165	3,724	4,307 (66.3%)
単身世帯	668	720	1,148 (17.7%)
高齢者のいる一般世帯	1,698	1,952	2,310 (35.5%)
単身世帯	143	207	340 <14.7%>*2
夫婦のみ世帯	321	427	593 <25.7%>*2
その他の世帯	1,234	1,318	1,377 <59.6%>*2
18 歳未満のいる世帯	1,932	2,044	2,228 (34.2%)
6歳未満のいる世帯	797	925	999 <44.8%>*3
ひとり親世帯	95	145	157 < 7.0%>*3
母子家庭	83	118	126 —
父子家庭	12	27	31 —

*1 一般世帯：寮・病院・入所施設等を除く世帯

*2 高齢者のいる一般世帯数に対する比率

*3 18 歳未満のいる世帯数に対する比率

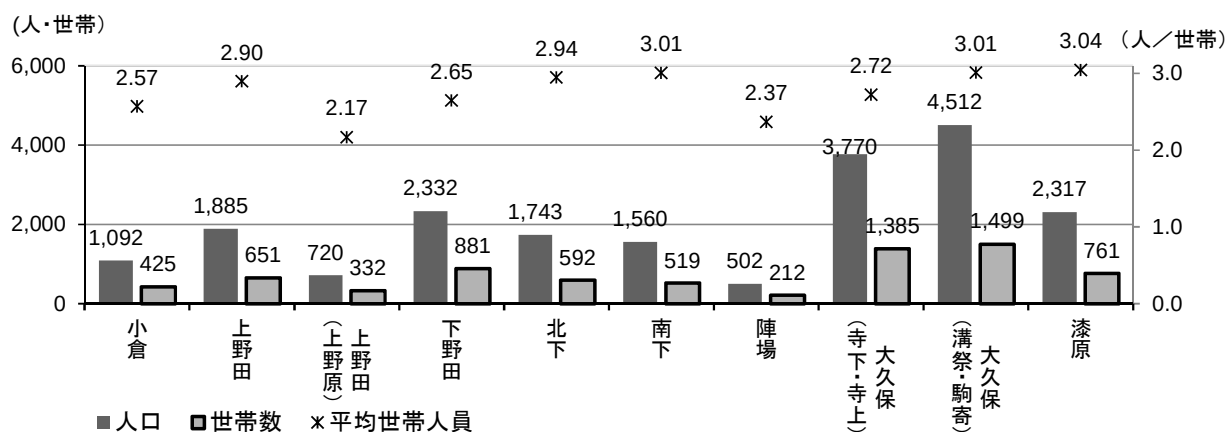
資料：国勢調査(各年 10 月 1 日)

(3)地域別人口・世帯

①人口・世帯の状況

地域別の平均世帯人員をみると、漆原で 3.04 人／世帯、大久保（溝祭、駒寄）・南下で 3.01 人と高く、上野田（上野原）で 2.17 人／世帯、陣場で 2.37 人／世帯と低くなっています。

図 地域別人口・世帯（平成 27 年）

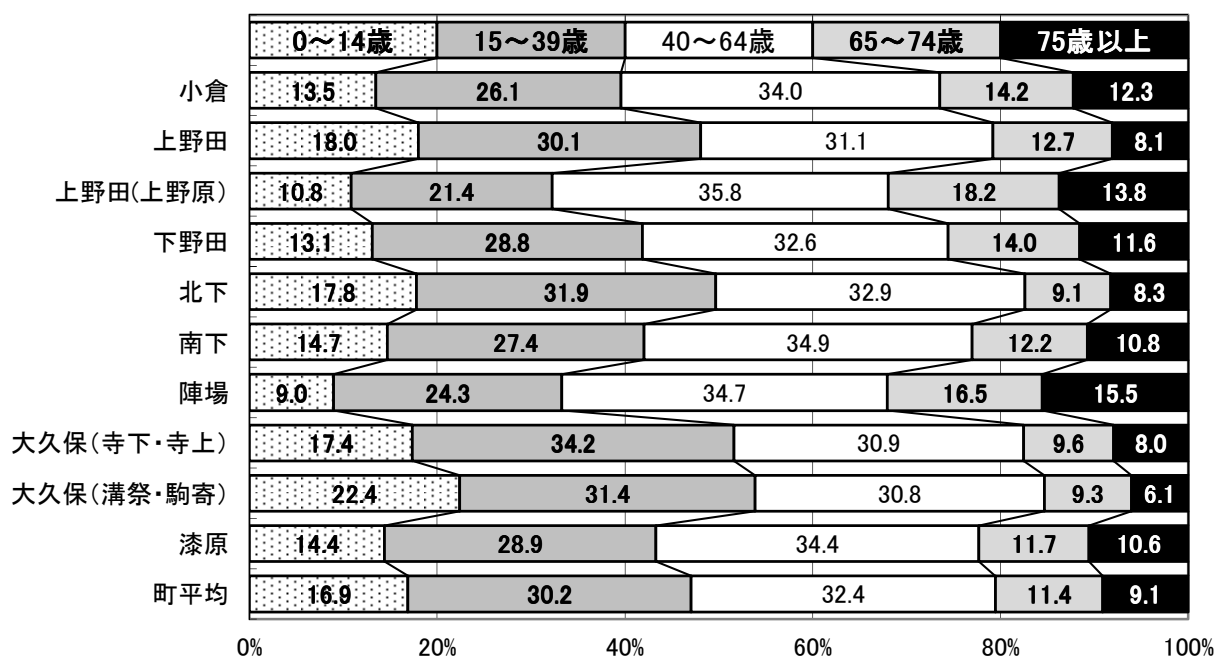


資料:住民基本台帳(平成 27 年3月1日現在)

②年齢区分別人口構成

地域別に人口構成をみると、上野田（上野原）と陣場では少子高齢化がみられ、年少人口比率が 10%前後、また、高齢化率が 30%を超えています。一方、大久保（溝祭・駒寄）では年少人口比率が 22.4%、高齢化率が 15.4%と、地域の違いがみられます。

図 地域別人口の構成比

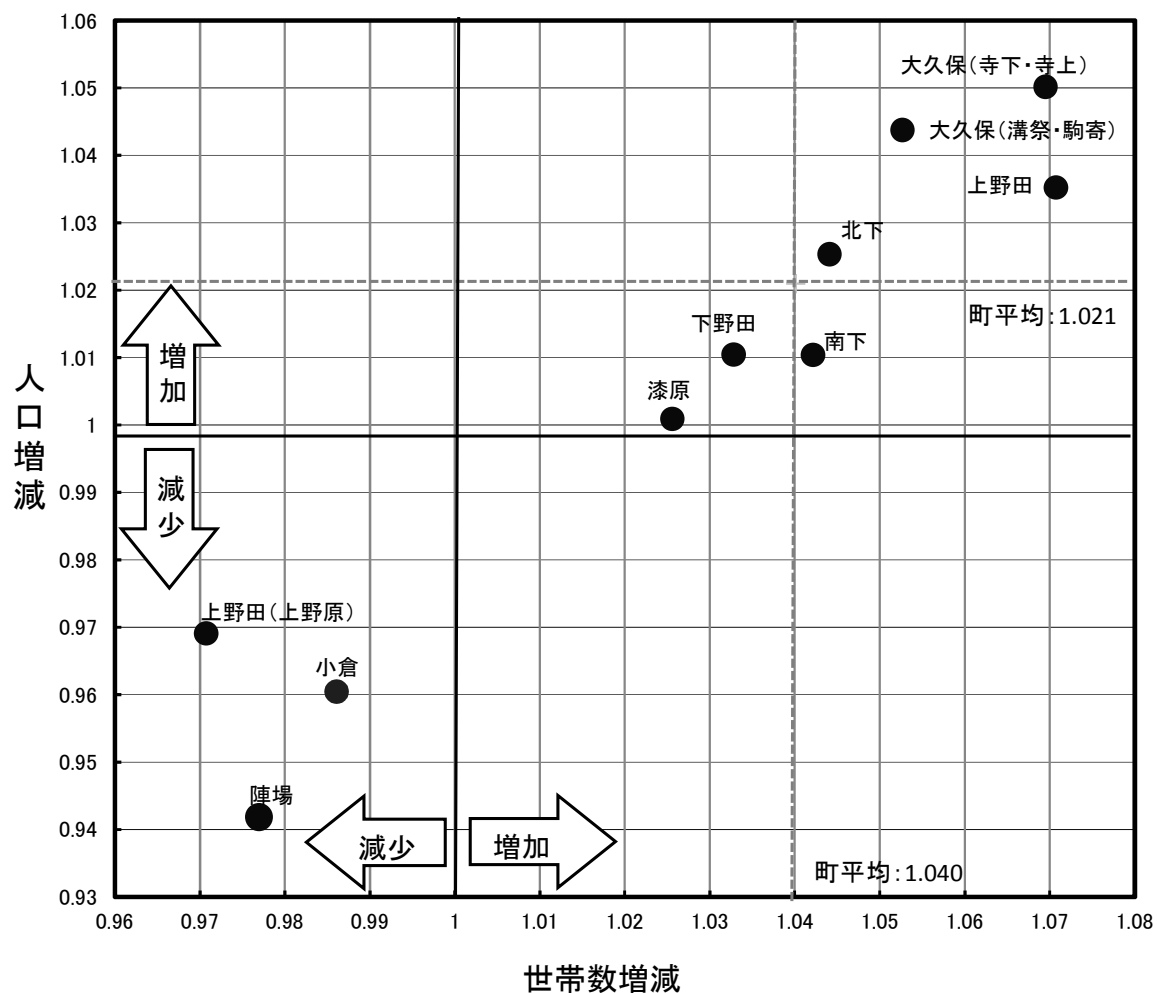


資料:住民基本台帳(平成 27 年3月1日現在)

③人口・世帯数の増減

町全体では人口・世帯ともに増加傾向にあります。地域別に人口・世帯の増減の状況をみると、小倉、上野田（上野原）、陣場では人口・世帯ともに減少しています。

図 地域別の人口・世帯数の増減率（平成 25 年→27 年）



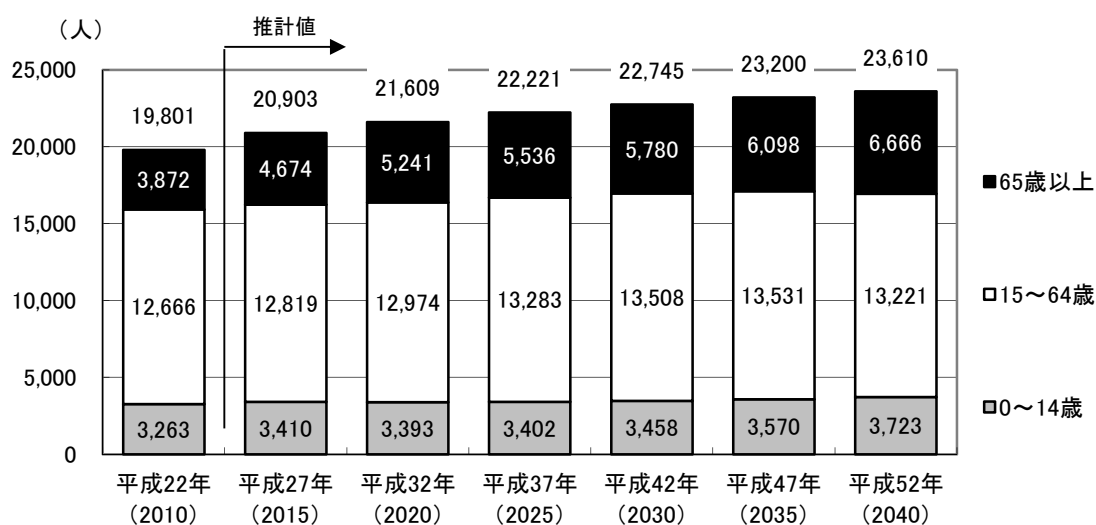
資料: 住民基本台帳(平成 25 年3月1日、平成 27 年3月1日現在)

(4) 将来人口

吉岡町人口ビジョンによると、総人口は平成 37 年に 22,221 人、平成 52 年には 23,610 人となることが予想されています。

65 歳以上人口をみると、平成 37 年以降は要介護のリスクが高くなる後期高齢者人口（75 歳以上）と前期高齢者人口（65～74 歳）が逆転するとともに、平成 52 年には高齢化率が 28.2%に達すると推計されています。

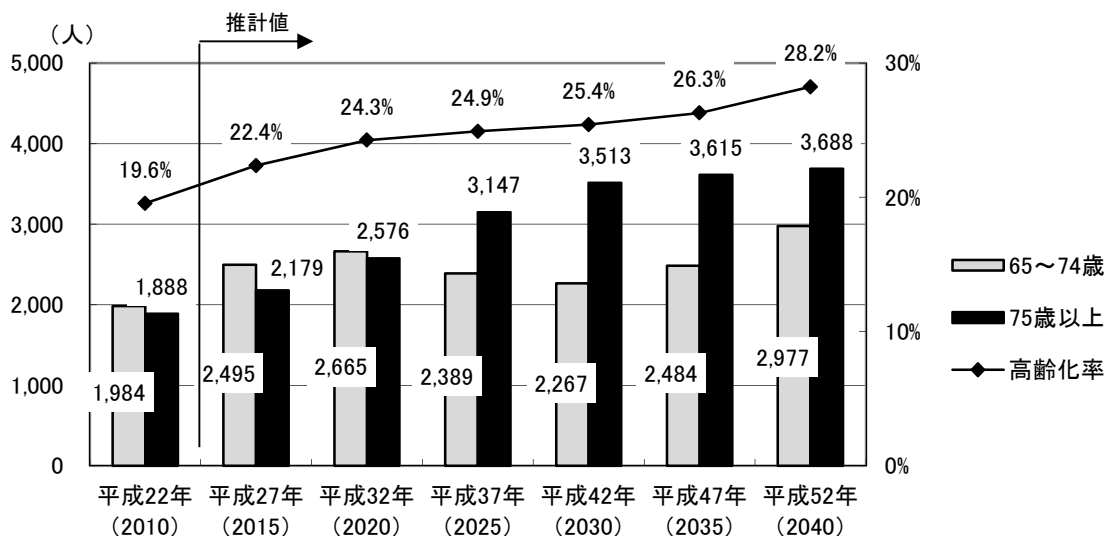
図 年齢 3 区分別人口の推計結果



注：H22 年は国勢調査（年齢不詳を含む補正值）

資料：吉岡町人口ビジョン

図 65 歳以上人口と高齢化率の推計結果



注：H22 年は国勢調査（年齢不詳を含む補正值）

資料：吉岡町人口ビジョン

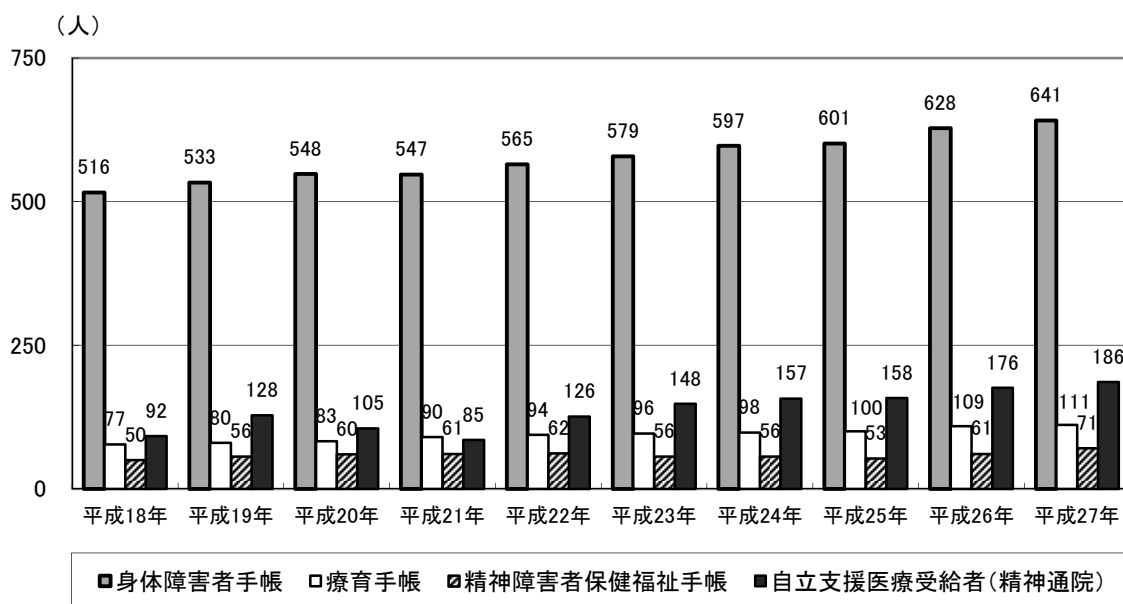
2-2 数値でみる要支援者等の状況

(1) 障がいのある人(手帳所持者等)

① 手帳所持者数等の推移

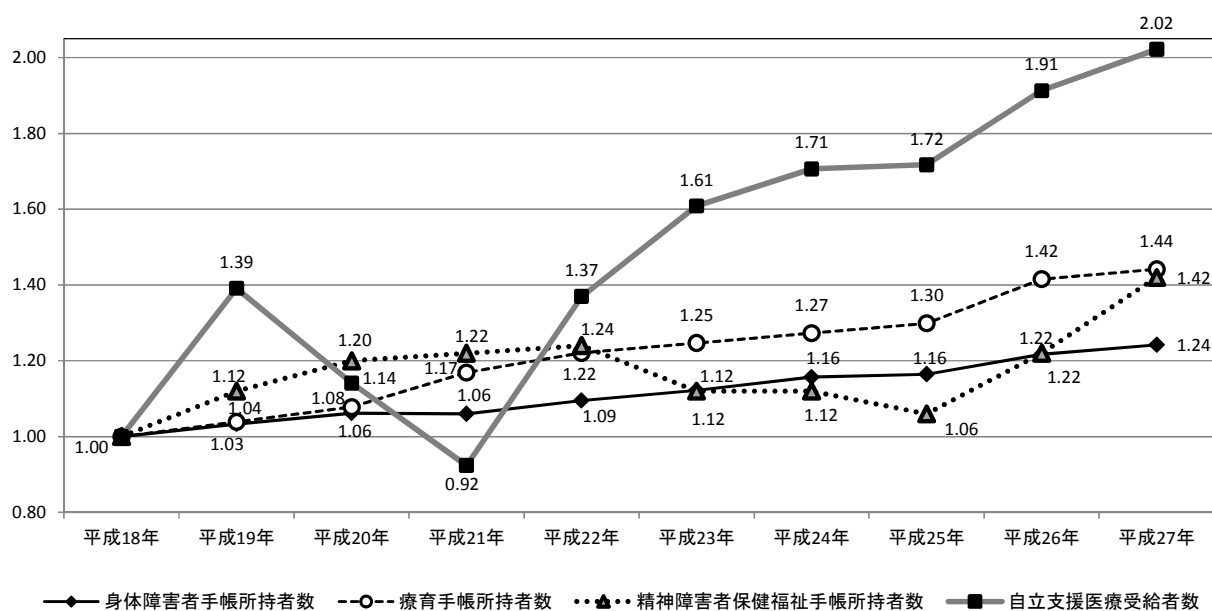
各種手帳所持者数は増加傾向にあります。特に、精神障がいのある人の自立支援医療受給者(精神通院)は、精神障害者保健福祉手帳所持者数を大きく上回っています。

図 各種手帳所持者数等の推移



(各年3月末現在)

図 手帳所持者数の増減率(平成18年比)



(各年3月末現在)

②各種手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者は、65 歳以上が全体の7割弱を占めています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、18～64 歳が多くみられます。

表 等級別手帳所持者数

(単位:人)

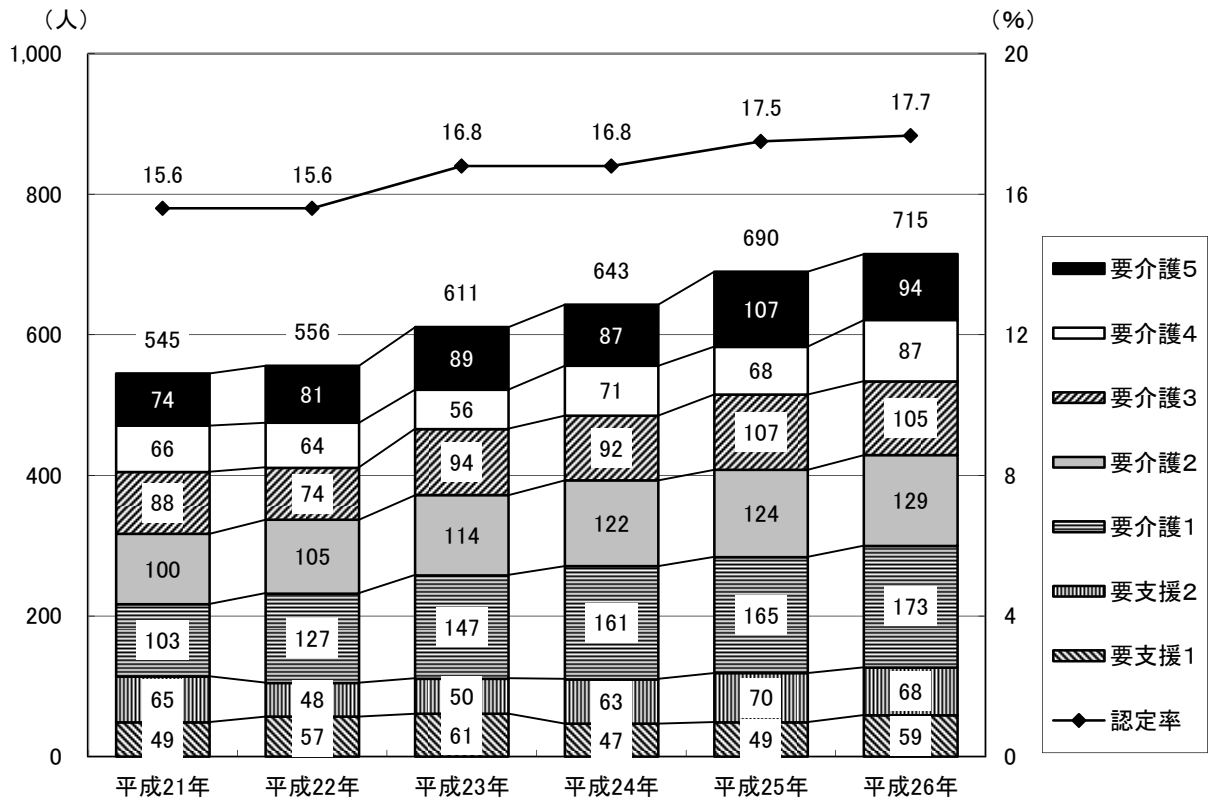
		0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	計	13	196	432	641
	1 級	7	71	170	248
	2 級	2	39	69	110
	3 級	2	28	57	87
	4 級	1	32	89	122
	5 級	0	11	25	36
	6 級	1	15	22	38
療育手帳所持者	計	36	63	12	111
	A	11	31	4	46
	B	25	32	8	65
精神障害者保健福祉手帳所持者	計	0	55	16	71
	1 級	0	26	9	35
	2 級	0	24	6	30
	3 級	0	5	1	6

(H27 年3月末現在)

(2)介護保険要介護認定者

介護保険制度における要介護認定者は増加の一途で、平成 26 年 10 月現在、715 人となっています。認定率は 17.7%という状況です。

図 要介護認定者数の推移



資料：介護保険給付実績（各年 10 月実績）

(3)生活保護世帯等

保護世帯、保護人員ともに、微増傾向にあります。保護率は県の値よりも低く推移しています。

表 生活保護世帯数等の推移

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
保護世帯		56 世帯	57 世帯	57 世帯	62 世帯	65 世帯
保護人員		67 人	71 人	68 人	72 人	75 人
保護率 *	吉岡町	3.4‰	3.6‰	3.4‰	3.6‰	3.7‰
	群馬県	6.6‰	6.7‰	7.2‰	7.4‰	7.5‰

*：総人口に対する保護人員比率。‰（パーミル）：1000 分の 1 を 1 とする単位

資料：生活保護統計月報（各年 3 月末現在）

2-3 町民アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の概要

本調査は法に基づく吉岡町地域福祉計画及び吉岡町地域福祉活動計画の策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。調査の概要及び回収結果等は次のとおりです。

○調査の対象：吉岡町にお住まいの20歳以上の1,500人

○調査方法：自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収

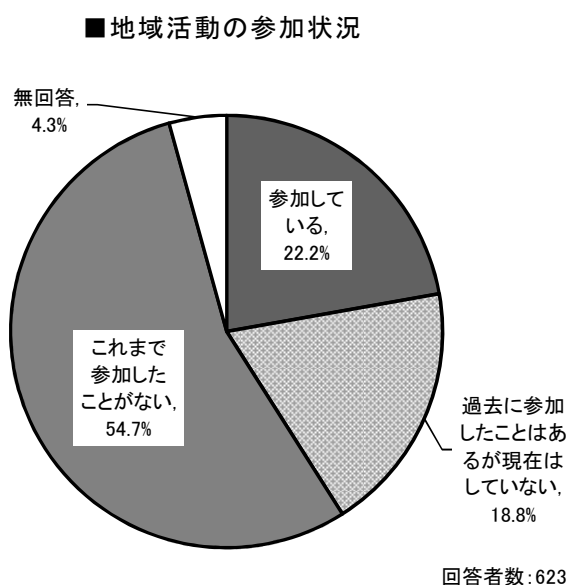
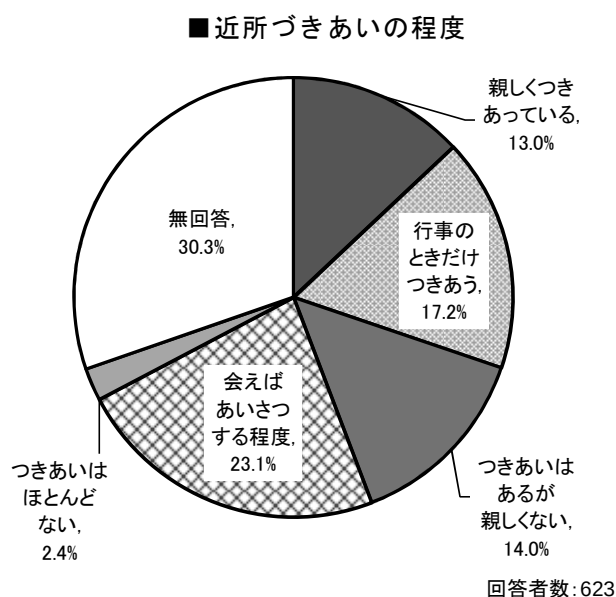
○調査時期：平成26年12月

○回収票数（率）：623票（41.5%）

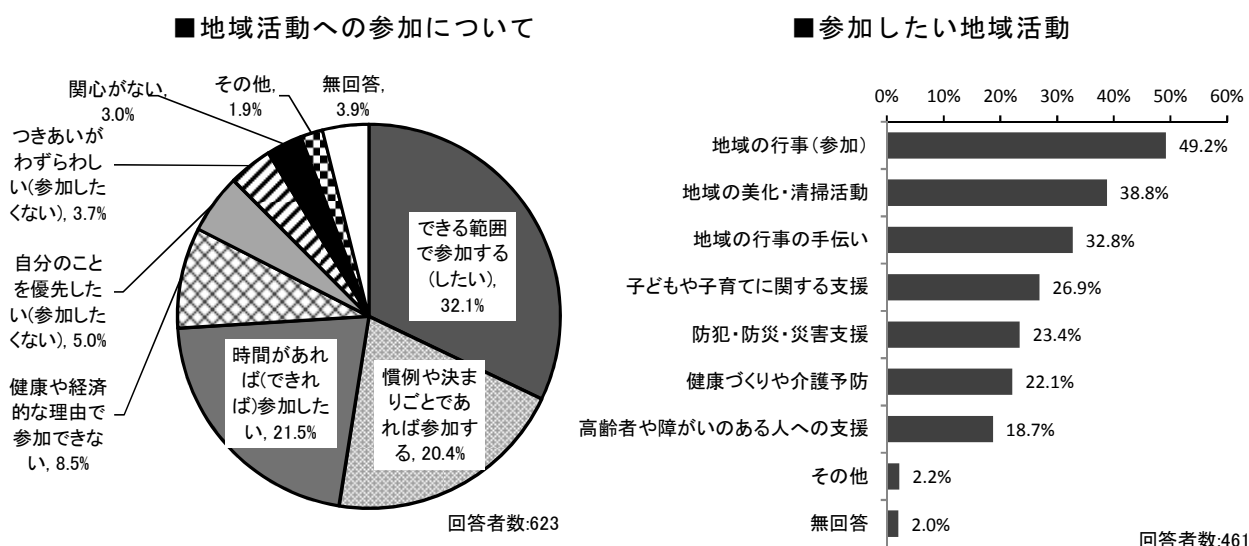
(2) 調査結果の概要

○地域との関わりがある人は3割程度と低い一方で、地域での支えあい等を求めている

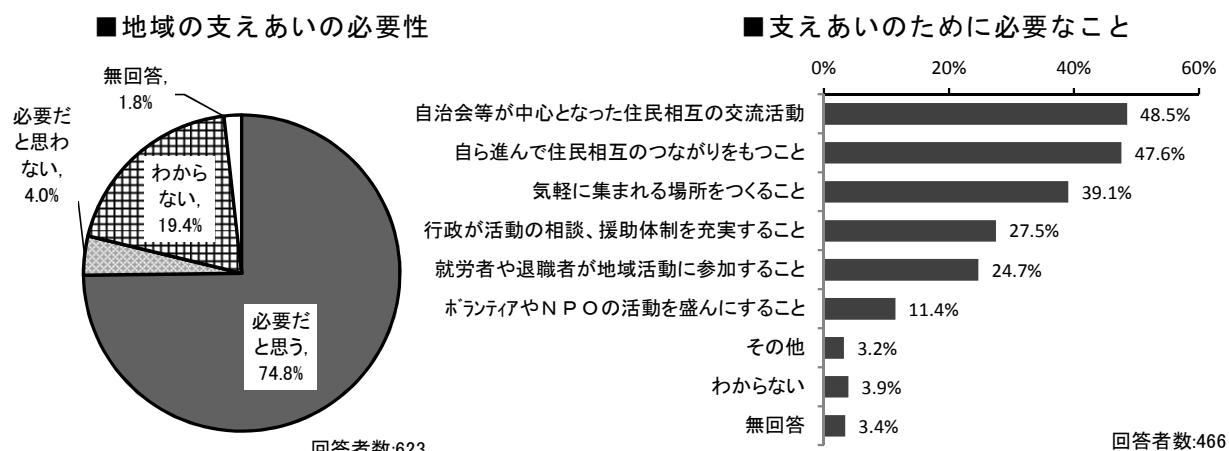
- ・ 普段の近所づきあいの状況は「親しくつきあっている」と「行事のときだけつきあう」を合わせると30.2%、また、地域活動の参加状況は「参加している」が22.2%と、それぞれ低い割合であることから、地域との結びつきの強化が必要です。



- ・一方で、地域活動への参加についての問いでは「できる範囲で参加する（したい）」「慣例や決まりごとであれば参加する」「時間があれば（できれば）参加したい」を合わせると74.0%と、4人に3人程度に地域活動への参加の意思がみられます。
- ・地域活動への参加の意思がある人に対する「どのような地域活動に参加したいですか」との問いに「地域の行事（参加）」をあげた人が49.2%と最も多く、次いで「地域の美化・清掃活動」が38.8%、「地域の行事の手伝い」が32.8%となっています。



- ・「地域における住民同士の自主的な支えあい、助けあいの関係」が必要か聞いた問いでは、74.8%が「必要だと思う」と回答しています。「支えあい、助けあい」のために必要だと思うことは、「自治会等が中心となった住民相互の交流活動」が48.5%、「自ら進んで住民相互のつながりをもつこと」が47.6%、「気軽に集まれる場所をつくること」が39.1%となっており、自治会等の身近な地域での活動を進めていくことが必要です。

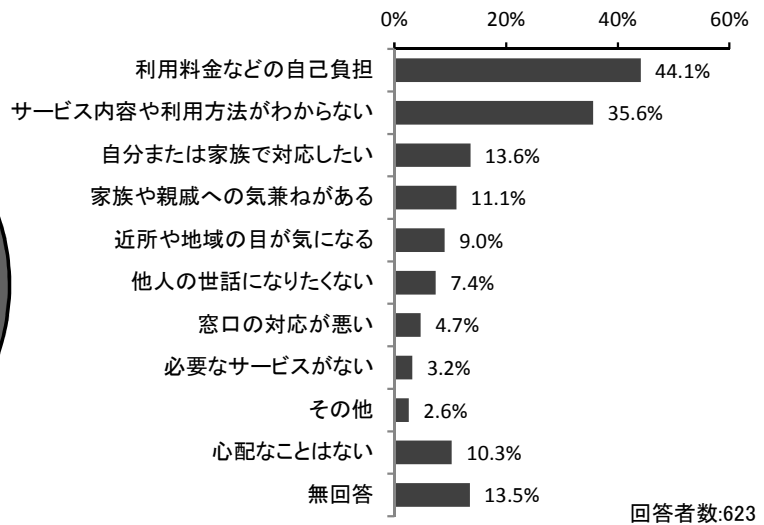
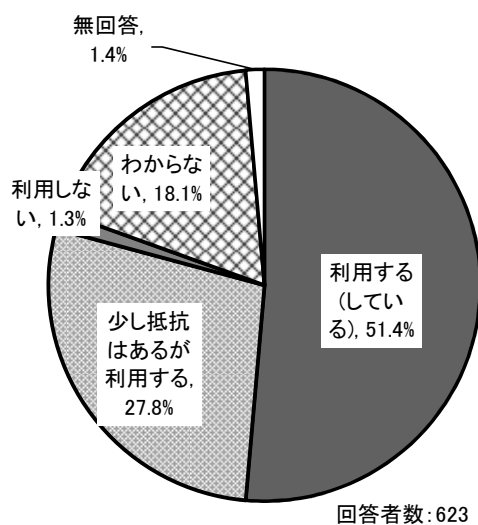


○福祉サービスの利用に対しては、情報提供や相談支援の充実が求められている

- ・自分自身や家族に福祉サービスが必要になった際のサービスの利用については、「利用する（している）」と「少し抵抗はあるが利用する」を合わせると 79.2%と、約 8 割の人に利用意向があります。
- ・一方、福祉サービスの利用にあたっての心配ごとや利用しない理由については、「心配なことはない」が 10.3%と低く、「利用料金などの自己負担」が 44.1%、「サービス内容や利用方法がわからない」が 35.6%と割合が高くなっています。

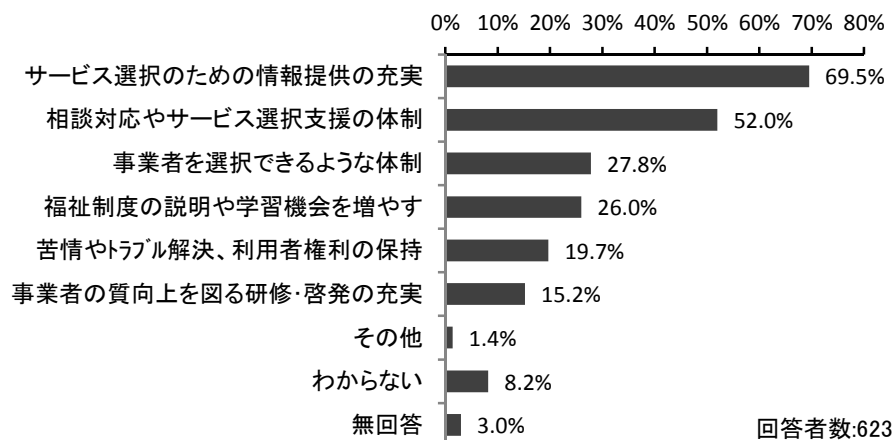
■ 自分や家族の福祉サービスの利用意向

■ 福祉サービスの利用で心配ごとや利用しない理由



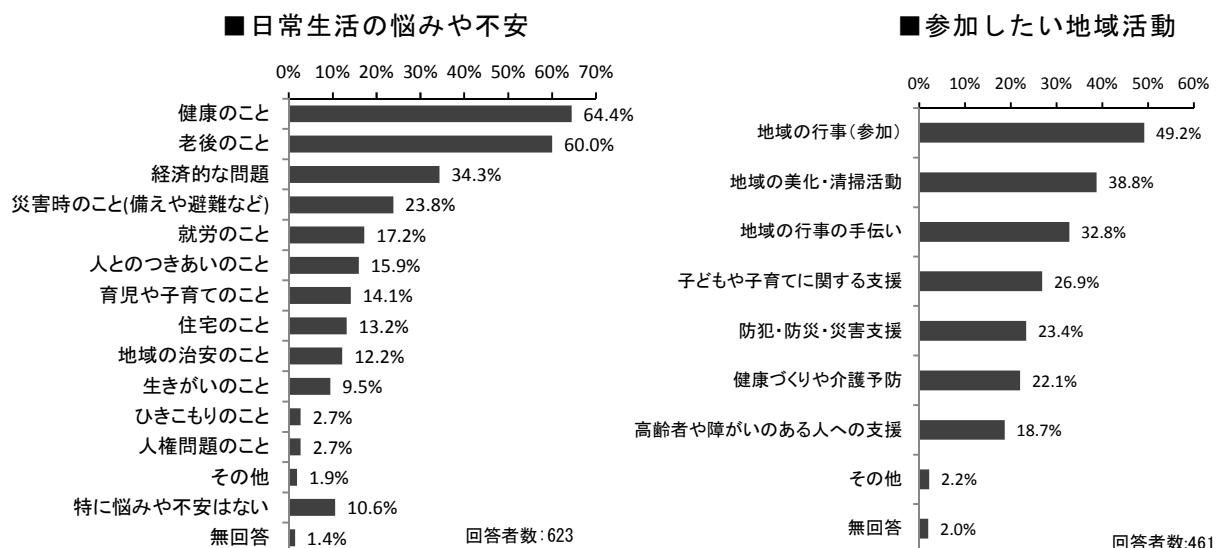
- ・町の福祉を充実するために必要なことについて、「サービス選択のための情報提供の充実」が 69.5%、「相談対応やサービス選択支援の体制」が 52.0%と、わかりやすい情報提供や窓口等の相談支援体制の充実が求められています。

■ 福祉サービスの利用について、町が充実すべきこと



○健康に不安がある人が多いことから、健康づくり活動と合わせた地域福祉の推進が必要

- ・日常生活で悩みや不安を感じていることについて、「健康のこと」が 64.4%と最も多くなっています。また、地域活動への参加の意思がある人に対する「どのような地域活動に参加したいですか」との問いに「健康づくりや介護予防」をあげた人は 22.1%となっています。こうしたことから、健康づくり活動と合わせた地域福祉の推進が必要です。



○地域ぐるみの防犯・防災活動や見守り活動の充実が必要

- ・日常生活での不安や悩みについて、「災害時のこと（備えや避難など）」が 23.8%と、「健康のこと」「老後のこと」「経済的な問題」に次いで多くなっています。また、どのような地域活動に参加したいかとの問いに対して、「防犯・防災・災害支援」が 23.4%となっており、地域における防犯・防災活動の推進のためには、日頃からの見守り活動や助けあいの地域づくりが重要です。

2-4 住民福祉座談会

(1) 住民福祉座談会の概要

本計画の策定にあたり、より多くの地域住民の皆さんの声をお聞きし、住民の視点を取り入れた地域の福祉課題を把握するため、地区別に座談会を開催しました。

■住民福祉座談会の開催日程

	地区	期日	開催場所	参加者数
1	小倉、上野田、上野原、下野田	平成 27 年 7 月 3 日	吉岡町役場	35 人
2	寺下、寺上、溝祭	平成 27 年 7 月 4 日		24 人
3	北下、南下、陣場	平成 27 年 7 月 17 日		32 人
4	駒寄、漆原西、漆原東	平成 27 年 7 月 18 日		30 人
	合 計			121 人

座談会では、特定のテーマを設定せずに、幅広い分野に対して課題や解決策の提案ができるように努めました。また、座談会にお越しいただいた誰もが発言できるように、参加者を5～6人の少人数グループに分けて、町社協職員の進行のもと、参加者がカードに書いた意見を順番に発表する形式で行いました。

座談会で出された課題や解決策は、参加者同士で「私たちにできること」「社協が中心になるもの」「行政が中心になるもの」に整理したうえで、課題への取り組み方や解決策のアイディアも考えていただきました。



座談会での意見交換の様子



(2)住民福祉座談会での主な意見(現状と課題、解決策の案)

①ご近所づきあいや自治会など身近な地域に関する意見・解決策

○地域交流

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・個人情報保護により、近所にどんな人が住んでいるかわからない。特に、集合住宅。	⇒情報が入手できなければ、地域で把握を行う。
・古くから住んでいる人と、アパート居住者や若い世帯や新しい人との交流が難しい。	⇒イベントなどのコミュニケーションの場や機会をつくる。
・若い人の地域活動への参加が少ない。	⇒子どもの遊び場を整備し、親子同士の交流を促進する。
・地域活動の場、気軽に集まれる場所があるといい。	⇒寄付を募り、地域で建てるのも一つの方法。
・インターネット社会での子育て支援策、青少年のSOSへの気づきが必要。	⇒地域の中で子どもを褒め、また、悪いことをしたときは叱り、犯罪や交通事故等の被害に遭わないように見守るとともに、世代間交流の機会を増やす。
・近所であいさつをしない大人もいる。また、子どもの頃はあいさつをするが、大人になるとしなくなる。一方、若い人から高齢者に声をかけにくいという声もある。	⇒あいさつ運動を進める。

○地域の問題

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・ゴミ出しのルールを守らない人がいる。	⇒転入時にゴミ出しのルールを説明するなど、情報提供の工夫が必要。
・日本語がわからない外国人はゴミ出しのルールがわからない。	⇒多言語化など情報提供の工夫を図るとともに、地域行事に声かけをし、母国のお祭りや料理を教えてもらうなどコミュニケーションを図る。
・空き家の増加（防犯、火災、雑草等の問題）	⇒空き家の撤去・管理等の補助金の整備、固定資産税の仕組みを変える。
・子どもたちが増えているが、遊び場、親子で安心して交流できる施設や場所が少ない。	⇒公園や遊び場、交流施設等の整備が必要。
・犬や猫の鳴き声がうるさい。糞の片付けをしない人がいる。	⇒注意を呼びかける。
・野外での焼却により煙い・臭い。	⇒自治会で注意を呼びかける。

・散歩中に腰を下ろして休める場所がある といい。	⇒ベンチの設置等に対して町が自治会等へ 助成する制度をつくる。
・高齢化により、自治会の役員の引き受け 手がいない。	

○地域活動

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・サロンのメンバーが固定化している。また、男性の参加者が少ない。	⇒参加者が声をかけあう。閉じこもりがちな人を把握して誘う。
・サロン活動には経費がかかるので、補助金を増額して欲しい。	
・サロン等に参加したくても、足腰が悪くて行けない。	⇒送迎サービスを行う。
・どこで、どんなボランティアが活動しているのかわからない。	⇒ボランティアに関する情報を充実させる。
・ボランティアに参加できる人が限られている。また、高齢化が進み、活動に支障が生じている。	⇒顔見知り等に声かけをし、新たな人材を確保する。

○一人暮らし高齢者

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・一人暮らしや家族と同居であっても日中独居となる高齢者、特に近所づきあいのない男性一人暮らし高齢者が心配。また、高齢者だけでなく、一人暮らしの障がいのある人の手助けも必要。	⇒隣組や自治会などでの声かけ、見守りなど安否確認をする。 サロンやサークル活動、異性との出会いの場へ誘う。また、万一の際の緊急連絡体制の整備を進める。

○福祉意識の醸成

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・高齢者を大切にするなど、お互いを思いあうまちづくりを進める必要がある。	⇒子どもと高齢者がふれあうイベント（どんど焼きのような）を地域で開催する。

○認知症

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・認知症が原因で近所とのトラブルで孤立してしまう。	⇒認知症について本人や家族の理解、周囲の理解・声かけ、見守り。家族介護者等への支援。家族は隠さず、状況をまわりに伝え、理解・手助けを求めるようにする。
・徘徊高齢者の対応	⇒近所や地域の協力、ボランティア等を活用する。

②日常生活や福祉サービスに関する意見・解決策

○移動手段

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・バスの運行本数が少ない、バス停までが遠いなど路線バスが不便で、高齢で車の運転ができなくなった場合、通院や買い物などが心配。	⇒役場がマイクロバスやワゴン車等の町内巡回バスを運行する。 自治会等で運転ボランティア等の仕組みを検討する。

○生活・買い物

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・歩いて行ける範囲に商店が無いなど、買い物が不便。手に取って選びながら買い物ができることも重要。	⇒移動販売、ミニスーパー等の誘致、買い物代行サービス。スーパーの送迎サービスがあるといい。近所の人のに同乗。
・高齢化により、ゴミ出し、特に大型のゴミの解体・運搬が困難となる人が増加。	⇒隣近所の協力しあう仕組みをつくる。

○福祉・医療

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・困ったときにどこに相談をしてよいかわからない。どんなサービスを受けられるか不安。	⇒情報提供の充実。行政・町社協からサービスについてのPRを強化する。
・町内に大きな病院が無いので、何かあったときのことを考えると心配。	⇒行政が改善策を検討。
・特別養護老人ホームの待機者が増加し、将来が心配。また、入所費用など家族の負担も大きい。障がいのある子どもをもつ親は親亡き後のことが心配。	⇒必要な入所施設の整備をする。
・タクシー券や配食サービス等が拡充されるといい。	
・生活困窮など新たな生活課題への対応が必要。	

○防犯・防災

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・学校までが遠く、子どもたちの登下校が心配。	⇒見守り隊を充実させる。
・吉岡町は災害が少ないので、危機感が薄い。一人暮らし高齢者などの災害時の支援体制が十分に確立されていない。	⇒自治会で勉強会や訓練を行う。
・消火器の使い方を学びたい。消火栓の設置位置がわからない。	⇒防災マップに消火栓の位置を記載する。
・災害に強い避難所を確保する。	

③健康づくりや介護予防に関する意見・解決策

○健康づくり

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・健康づくり教室等があっても一緒に行く人がいないと参加しにくい人が多い。	⇒ラジオ体操など、気軽に参加できる健康づくり活動を身近な地域で行う。

○認知症などの不安や介護を必要としない生活

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・認知症になった場合の生活等についての不安。	⇒自分自身でできる対策として、健康診断を定期的に受診。介護予防教室等に参加する。 行政や地域は、相談員・相談窓口の充実、認知症サポーターを活用する。

○地域と関わることによる閉じこもりの防止

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・非婚化による中年の一人暮らし世帯は地域との関わりがなく、将来が不安。	

○地域の課題解決に高齢者の力を活用

座談会での主な意見（現状と課題）	座談会での主な意見（解決策の案）
・耕作放棄地の増加	⇒高齢者による野菜づくり、シルバー人材センター等による草刈り。 広場・公園等での活用

2-5 課題解決のための施策の方向性

地域福祉の課題と、解決のための取り組みの報告を下記のとおり整理しました。

1. 身近な地域で支え合う仕組みづくりがあること

- ・地域でもお互いの思いやりが大切。
- ・ご近所のあいさつをすることから、お茶飲み仲間を増やし、サロン活動等に広がる地域になるといい。
- ・高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者とその家族、町に転入してきたばかりの子育て世帯等を支える地域が求められている。
- ・地域活動やボランティア活動などを活性化するといい。

取り組みの方向性

- 福祉意識の醸成
- 地域住民の交流促進
- 支えあい・見守り体制の充実
- 地域福祉活動の推進

2. 必要なサービスが利用でき、安心して生活できること

- ・サービスのことを知らずに使わない人を無くすため、相談窓口や情報提供を充実させる必要がある。
- ・介護サービス等の専門スタッフによる支援だけでなく、買い物や外出などの日常生活などの支援を、町と地域が連携しながら進めていく必要がある。
- ・災害などに対する備えや、防犯活動など、町と行政が連携して取り組み、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めていく必要がある。
- ・認知症や知的障がいのある人もその人にあった適切なサービスを利用できるように支援が必要。
- ・児童、高齢者虐待などの防止や早期発見は地域の見守りが重要。

取り組みの方向性

- 各種サービスの適切な利用の促進
- 生活支援サービスの充実
- 安全で暮らしやすい生活環境の充実
- 権利擁護の推進

3. 一人ひとりがいきいきと暮らせること

- ・健康に過ごせることは共通した思いであり、地域交流や活動の基本であることから、健康づくり・介護予防活動を通して地域づくりを進めていく必要がある。
- ・また、介護や支援が必要であっても、それぞれにあった健康づくりに取り組み、誰もが生きがいをもって、いきいきと過ごせるまちづくりが必要。

取り組みの方向性

- 健康づくり・介護予防の推進
- 社会参加・生きがいづくり

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

3-1 将来像(基本理念)・基本目標

地域福祉の将来像とその実現に向け、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

めざす将来像（基本理念）

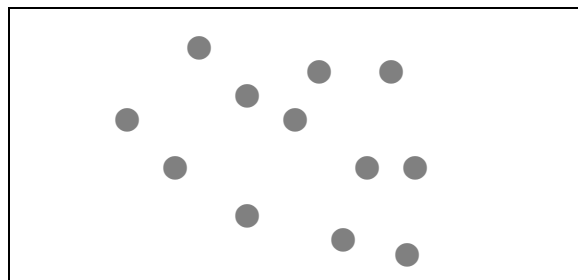
支えあい 地域つながる 町づくり
～笑顔あふれる助けあいのまち～

基本目標1 地域で支える仕組みをつくる

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化を図ることにより、地域で支える仕組みをつくります。

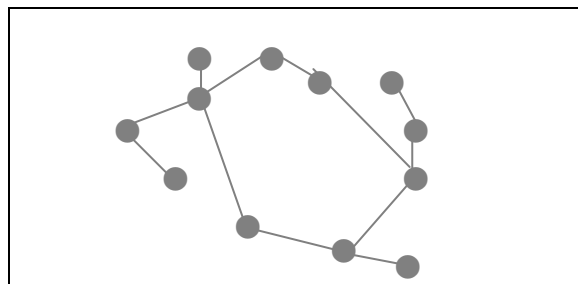
■地域で支える仕組みが広がるイメージ

①地域の人や資源がバラバラな状態



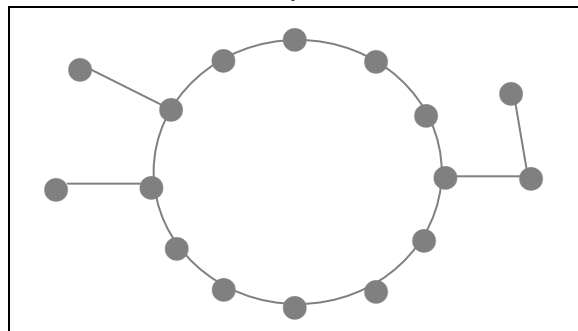
②「点」をつなぐ

地域で出会いの場をつくり、地域交流が生まれるしかけをつくります。



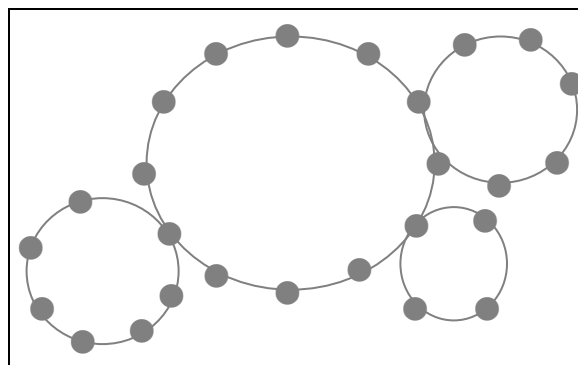
③「わ」にする

地域における助けあい・支えあいなどのきっかけをつくります。



④「わ」を広げる

地域福祉活動を地域に定着させます。

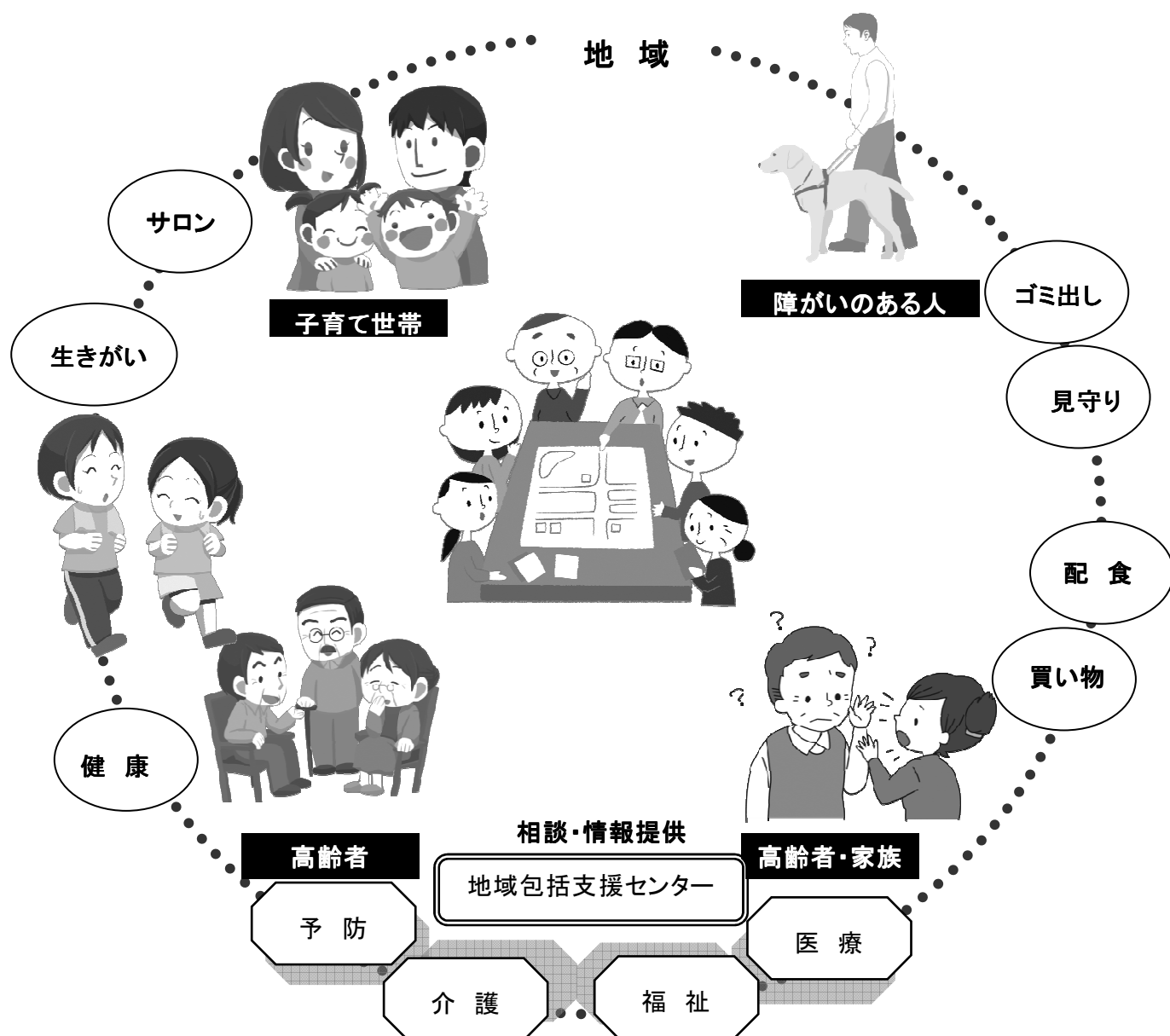


基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みをつくります。

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくります。



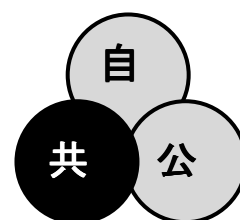
3-2 施策・事業の体系

将来像の実現を目指す施策・事業の体系は、次のとおりとします。

将来像	基本目標	施策の方向	施策・事業
支えあい 笑顔あふれる助けあいのまち 地域つながる町づくり	① 地域で 支える 仕組みを つくる	(1) 福祉意識の醸成	①広報・啓発活動の充実 ②学校や地域における福祉教育の充実
		(2) 地域住民の交流促進	①交流の機会や場の充実
		(3) 支えあい・見守り体制の充実	①支えあい・見守り体制づくり
		(4) 地域福祉活動の推進	①サロン活動の推進 ②町社協によるボランティア活動等への支援
	② 安心して 暮らせる 仕組みを つくる	(1) 各種サービスの適切な利用の促進	①相談支援体制・情報提供の充実 ②サービス提供基盤の充実・質の向上
		(2) 生活支援サービスの充実	①日常生活の支援体制の構築 ②生活を支える各種福祉サービスの充実 ③日常生活総合支援事業の推進
		(3) 安全で暮らしやすい生活環境の充実	①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 ②防犯体制の充実 ③災害発生時の支援
		(4) 権利擁護の推進	①権利擁護の推進 ②虐待やDV防止の取り組み ③生活困窮者の自立支援
	③ いきいきと 暮らせる 仕組みを つくる	(1) 健康づくり・介護予防の推進	①健康づくり・介護予防の推進
		(2) 社会参加・生きがいづくり	①社会参加・生きがいづくり

■施策の方向性と自助・共助・公助の関係について

本計画は、自助・共助・公助の組み合わせによる計画です（P.3 参照）。次ページ以降の各施策の表題部分に、3つの「助」を図式化してあります。各施策について、最も大きな「助」を黒塗りで表示してあります。例えば、右の図は「共助」に対して最も大きな役割が求められる、「自助」「公助」で補完しあいながら進める施策を表しています。



第4章 地域福祉の推進策

基本目標1 地域で支える仕組みをつくる

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化を図ることにより、地域で支える仕組みをつくります。

(1)福祉意識の醸成



地域福祉に関する情報提供を積極的に行うことで、障がいの有無にかかわらず、また、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが担い手となるよう地域福祉の意識の啓発を行います。

①広報・啓発活動の充実

地域福祉に関する情報提供や、講座・イベントなどを通じ、福祉への理解を広めていきます。また、支援を必要とする人が身近にいることを知らせることで、支援の輪を広げ、誰もが地域福祉の担い手となるよう働きかけを行います。

◆町や町社協の取り組み

○各種媒体による広報・啓発

- ・町・町社協の広報誌やホームページを活用した広報・啓発を進めていきます。

○催し等による広報・啓発

- ・町社協主催の「福祉バザー㊟」：町内のボランティア活動や福祉団体を紹介し、理解を広めていきます。
- ・共同募金運動：歳末たすけあい法人募金によって、町社協事業の必要性を伝え、法人の福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。
- ・社会を明るくする運動：保護司会・更生保護女性会の協力のもと防犯意識の啓発を図ります。



○福祉サービス・制度の概要や手助けの方法を学ぶ講座等の開催

- ・介護保険制度をはじめとした各種福祉制度などについて地域で学ぶ機会として、町や町社協職員による「出前講座」等を開催します。
- ・支援が必要な人の理解や手助けの方法を学ぶ「認知症サポーター養成講座の開催㊟」や「意思疎通支援事業（手話奉仕員養成講座）㊟」等を実施します。

〔事業分類〕無印：町の事業、㊟：町から町社協への委託・指定管理事業、㊟：町社協独自事業（以下、同様）

②学校や地域における福祉教育の充実

子どもを含む地域全体の福祉意識を高め、成人式のボランティアやねこの手ジュニア（読み聞かせ）などのボランティア活動への参加を促進していくために、総合的な福祉学習の推進に努めます。また、町社協と地域・学校・家庭が協働で福祉学習の推進に取り組めます。

◆町や町社協の取り組み

○体験等を通して福祉を学ぶ機会の充実

- ・町内の小中学校において、「学童・生徒のボランティア普及事業㊤」「小中学校へ福祉体験（高齢者擬似体験、車いす・手話等）の協力㊤」等を実施し思いやりの心を養います。

○様々な福祉分野への理解を広める場と機会の充実

- ・小学校で認知症サポーターキッズ講座を実施し、子どものうちから認知症への理解を広めます。
- ・学童クラブ利用の児童に対し、遺族会から忠霊塔や遺族会について説明し、平和について考える機会を設けます。

◆「福祉意識の醸成」について地域や住民が取り組めること

- ・近所の高齢者を自治会や隣組でのお茶会に誘ってみよう。
- ・身近に支援を必要とする人がいることに関心をもとう。
- ・町社協等が実施する福祉学習に参加しよう。

《認知症サポーター》

厚生労働省の「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環（認知症サポーターキャラバン）で、町では、町社協と連携し、「一般町民向け講座」「団体向け講座」に加え、小学校の協力のもと、小学4年生を対象に授業の一環で「認知症サポーターキッズ養成講座」を行っています。

「認知症サポーター」は認知症のことを正しく理解し、地域で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者で、それぞれが自分のできる範囲で活動しています。

本町では平成22年度から開始したこの講座は、平成27年12月までに982名の方が受講され、地域での見守りをしています。



(2)地域住民の交流促進



子どもから高齢者まで、すべての世代の町民によるふれあい・支えあい・助けあいが行われる地域福祉を推進していくため、「一人暮らしの高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、地域で生活をしている様々な人の交流を促進します。

①交流の機会や場の充実

◆町や町社協の取り組み

○地域交流・世代間交流

- ・「小中学校へ的高齢者の訪問」「子どもたちとのふれあい教室㊤」「福祉バザー開催㊤」「ひとり暮らし高齢者保養事業㊤」等を推進していきます。
- ・子どもから老人までが交流できるように、老人クラブ主催の囲碁・将棋体験教室などの事業を推進します。

○地域の施設を活用した交流

- ・地域の交流の場として、「児童館・隣保館・老人福祉センター」等の施設の活用・充実を図ります。

○一人暮らし高齢者や障がいのある人など支援が必要な人との交流

- ・支援が必要な人やその家族の集いの場として、「家族介護者交流事業㊤」「障がい児・者交流事業㊤」等の充実を図ります。
- ・高齢者一人暮らし等で外出が困難な人の話し相手など「傾聴ボランティア派遣事業㊤」を行います。
- ・「障がい者の集い事業 新春コンサート㊤」など障がいのある人もない人も、実際にふれあい、障がいのある人への理解を深める機会づくりを進めます。

○地域の交流を充実させるための取り組み

- ・交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」を充実させるため、サロンの代表者同士の交流会や、町内のサロン会場を見学する機会をつくります。

◆「地域住民の交流促進」について地域や住民が取り組めること

- ・自治会の活動に参加し、隣近所と顔見知りになろう。
- ・誰とでもあいさつしよう。
- ・子どもからお年寄りまで集まる楽しいイベントを自治会等で企画しよう。

(3) 支えあい・見守り体制の充実



高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、すべての町民が安心して暮らせるよう、日頃からの支えあい・助けあいを地域で展開していくため、「声かけ運動」を促進するとともに、地域と一緒に体制の充実を図ります。

① 支えあい・見守り体制づくり

◆ 町や町社協の取り組み

○ 見守りのための各種事業の推進

- ・一人暮らし高齢者等の安否確認として、「福祉ネットワークによる見守り㊤」「緊急通報システム事業」「配食サービス㊤」「歳末ささえ愛事業（年越しセットの配食・新年安否確認）㊤」等を推進していきます。
- ・地域の様々な組織、人材、施設等の社会資源を活用し、高齢者や障がいのある人など援護を必要とする人に地域ぐるみの援護システムを構築するため「福祉ネットワーク推進事業㊤」等を推進していきます。

○ 商店や事業者との連携による見守り体制の充実

- ・新聞配達員や郵便配達員など地域の商店や企業の協力を得ながら実施している「地域見守り支援事業」の充実を図ります。
- ・高齢者に対する見守り活動及び災害時の物資の優先的対応に関する協定を締結し、町内業者に通常の配達時の見守りや、地震等の災害時に高齢者に対する灯油等の優先的供給を図ります。

○ 子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進

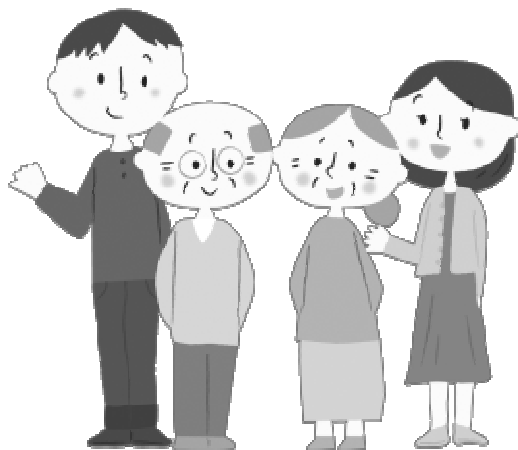
- ・子どもたちが屋外で危険を感じたときや、急病のため助けを求められる「子ども安全協力の家」等の充実を図ります。
- ・認知症の人や家族をサポートするため、認知症サポーター養成講座の受講を促進し、地域見守り活動を希望する個人・企業・団体にステッカーを配布し、サポーターがいることの表示を促進します。
- ・ときには支えあい活動の妨げ要因となる個人情報の保護について正しい理解を進めます。

○ ご近所や自治会における取り組みの支援

- ・隣組など地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。
- ・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めていきます。
- ・各自治会における防犯防災組織を中心とした要支援者の把握、避難訓練を実施することによる支援が必要な人への声かけを進めていきます。

◆「支えあい・見守り体制の充実」について地域や住民が取り組めること

- ・いい意味でのおせっかいになって、一人暮らし、高齢者のみ世帯に対して時々声かけをしよう。
- ・回覧板は郵便受けに入れず、手渡しにより安否確認をしよう。
- ・困りごとを相談できるご近所さんをつくろう。
- ・家族のことも隠さず、近所の人に話をして、見守りなどをお願いしよう。
- ・地域の清掃活動や自主防災活動、お祭りなどのイベントに積極的に参加しよう。



(4)地域福祉活動の推進



町民一人ひとりがもっている技能や経験を活かした地域福祉活動やボランティア活動に参加し、それらの力を必要としている人に対する適切な手助けとなり、継続的な活動が展開されるように、町社協が中心となって、各種地域福祉活動の支援をしていきます。

①サロン活動の推進

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、地域の誰もが参加できる憩いの場や集いの場など、地域が主体となって行うサロン活動の後方支援を行います。

◆町や町社協の取り組み

○サロン活動の拡充のための取り組み

- ・町内の集会施設を利用し、地域住民協力のもと、お茶のみやおしゃべり・健康体操などを行う福祉ネットワークを主体とした「ふれあいいきいきサロン推進事業㊤」を推進します。
- ・地域サロンの町全体への拡大を図るとともに、後継者の育成、参加者増加も踏まえた活動内容の充実を図ります。また、町社協だよりを通じて、地域住民へのさらなる周知を図ります。

○子育て家庭の交流支援

- ・子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間づくりを行えるように「子育てサロン」等の子育て交流を推進します。

○支援を必要とする本人や家族同士の集いや活動の支援

- ・本人やその家族同士の集いや活動を促すなどの支援を行っていきます。

○関係者の連携強化によるサロン活動の推進

- ・町民と一緒に日頃からの支えあい・助けあいを地域で展開していくため、民生委員・児童委員、町社協、自治会等との連携や、保健・医療・福祉関係者との連携体制の強化を図ります。
- ・地域の様々な組織、人材、施設等の社会資源を活用するため、「福祉ネットワーク推進事業㊤」等を推進していきます。

②町社協によるボランティア活動等への支援

吉岡町には様々なボランティア組織があります。介護保険等の公的サービスの充実と合わせてボランティアによる見守り活動や地域参加（活動）が不可欠であることから、ボランティア保険加入への補助など、一人ひとりのボランティアが安心して活動できるような体制整備に努めます。また、ボランティア活動の周知と理解を深めるための、学習会の開催、近隣市町村のボランティアとの情報交換等を支援します。

◆町や町社協の取り組み

○ボランティア活動のきっかけづくり

- ・町民がボランティア活動に積極的に参加、また、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、活動の必要性・有効性等の積極的な啓発に努めるとともに、ボランティア養成講座等を開催します。

○ボランティアの活動継続支援

- ・町社協事業の担い手でもあるボランティア協会の後方支援・ボランティアの交流と研修を行い身近なボランティアを始めやすい環境を整えます。
- ・ボランティアポイント制度を引き続き実施し、ボランティアを続けるやりがいとなる動機付けを図ります。
- ・地域で活躍できるボランティアになるように福祉バザーなどの機会を利用して活動をPRします。

○地域福祉活動の担い手の発掘・育成

- ・「団塊世代」など地域活動への意欲をもった人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。

◆「地域福祉活動の推進」について地域や住民が取り組めること

- ・興味がある行事やボランティア活動があったら、見学しよう。
- ・ボランティア活動の体験を伝え、仲間を増やそう。
- ・町社協が開催する養成講座に参加し、自分のペースでボランティア活動を始めよう。



配食サービスの活動の様子



子育てサロンの様子

基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みをつくります。

(1) 各種サービスの適切な利用の促進



支援を必要としている人が、その人にあった適切なサービスを利用できるように情報提供や相談支援を充実するとともに、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する事業者等との連携により、各種サービス基盤の充実を図るとともに、質の向上に努めます。

① 相談支援体制・情報提供の充実

福祉サービスや支援が必要な高齢者や障がいのある人をはじめ、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員など地域で福祉活動を行う団体等と連携し、個人情報に配慮しながら、地域活動を通じた人から人へ伝える情報提供を推進します。

町民が地域の身近なところで気軽に相談することができるように、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知と機能の充実に努めるとともに、民生委員・児童委員などとの連携した相談体制の充実に努めます。

◆ 町や町社協の取り組み

○ わかりやすい情報提供

- ・ 町の広報誌やホームページ、町社協だより、町社協ホームページなど様々な媒体を活用し、複雑多様化する福祉サービスの内容が理解できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

○ ニーズに合わせた情報提供・情報のバリアフリー化

- ・ 情報のバリアフリー化として、視覚・聴覚に障がいのある人、高齢者など、受け手に合わせた情報提供手段を選び、必要な人に必要な情報を行きわたらせます。
- ・ 様々なニーズに合わせて適切な情報をわかりやすく提供するため、「外出マップ（公園・赤ちゃんの駅を記載）」などの作成を進めていきます。

○ 相談支援体制の充実

- ・ 町民の様々な生活課題に対して気軽に相談ができるように、「地域包括支援センター⑨」「行政相談員、人権擁護委員、弁護士（隣保館での無料法律相談）による相談」「無料法律相談⑩」等の充実に努めます。
- ・ 福祉専門職がそれぞれ相談援助技術を高めることで、町民が安心して相談できる福祉専門職を増やしていきます。

○地域包括支援センターの充実

- ・地域包括支援センターは、いわば高齢者のよろず相談所でもあり、高齢者自身だけでなく、家族等の相談にも対応しています。「よろず相談所」としてのPR、相談機能の強化を図るとともに、地域の関係機関・団体と連携を密にし、各種サービスや社会資源を有効に活用することができるよう地域のネットワークの構築を図っていきます。

○民生委員・児童委員の活動支援

- ・地域福祉の担い手として、支援の必要な人を地域や関係機関などとの「橋渡し」の役割を果たせるよう、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援します。

自立して生活できるよう支援します

- ・総合事業対象者と認定された人は、介護保険の介護予防サービスが利用できます。
- ・要支援や介護が必要となるおそれが高い人などは、介護予防事業を利用できます。

みなさんの権利を守ります

- ・認知症等により、財産管理や福祉サービスの契約が困難な方に対して、成年後見制度に関する情報提供や相談などの支援を行っています。
- ・虐待を早期発見したり、消費者被害などに対応しています。



なんでもご相談ください

- ・地域包括支援センターは「よろず相談所」です。高齢者本人やその家族、ご近所の方々からの悩みや相談に応じています。
- ・介護に関すること以外にも、健康や福祉、医療や生活のことなど、なんでもご相談ください。

地域のネットワークで支えます

- ・地域のケアマネジャーに対する支援のほか、暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりに力を入れています。

②サービス提供基盤の充実・質の向上

介護保険サービスをはじめとして、民間事業者が多くの福祉サービスを担っていることから、民間事業者との連携を密にしながらサービス基盤の充実を図るとともに、サービスの質の向上の促進に努めます。

◆町や町社協の取り組み

○サービスの質の向上

- ・介護サービスや障がい福祉サービス事業者との情報の交換など、連携体制の確保に努め、サービスの質の向上を推進します。
- ・サービス内容等の情報公開や、町内の福祉サービスの提供者に対して県社会福祉協議会が行っている福祉サービス第三者評価制度の受審を促進します。

○ニーズの把握

- ・地域福祉活動によって把握された町民の声なき声から課題を集約し、サービスや制度を検討していきます。

◆「各種サービスの適切な利用の促進」について地域や住民が取り組めること

- ・町、町社協、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しよう。
- ・口コミは大きな情報源。福祉情報をまわりの人にも伝えよう。
- ・一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しよう。

(2)生活支援サービスの充実



介護保険制度や障害者総合支援法による法的サービスでは十分に対応できない生活上の支援が必要な一人暮らし高齢者や障がいのある人及びその家族介護者に対して支援を行い、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。

①日常生活の支援体制の構築

高齢者や障がいのある人が通院や買い物等に外出できるよう、公共交通の利便性向上に向けた取り組みを進めます。また、福祉タクシー券交付事業等の制度のPRを行うとともに、移送ボランティアの確保を支援するなど、閉じこもりを予防し、生活しやすい町を目指します。

◆町や町社協の取り組み

○外出支援に関わる各種事業の充実

- ・外出困難な高齢者等に対して、通院のための「福祉タクシー事業」、通院・買い物のための「移送サービス㊟」「福祉車両貸出し事業㊟」「シルバーカー購入費助成事業㊟」等による外出支援を充実します。
- ・高齢者の安全確保と外出支援のため「高齢者運転免許証自主返納者支援事業」等を実施しています。

②生活を支える各種福祉サービスの充実

介護保険等の法的サービスのみでは対応できない日常生活の支援のためサービスの充実を図ります。

◆町や町社協の取り組み

○高齢者福祉事業等の充実

- ・「貸しおむつサービス」「紙おむつ購入助成事業」「ふとん乾燥消毒サービス」「日常生活用具給付」「福祉機器貸出し事業㊟」等の各種事業の充実を図ります。
- ・「介護慰労金事業」「敬老年金の支給」等による日常生活に関する経済的視点からの支援を進めていきます。

○子育て世帯の育児負担の軽減

- ・学童クラブやファミリー・サポート・センター事業、産前・産後訪問事業を活用し、育児負担の軽減に努めます。

③日常生活総合支援事業の推進

介護保険法の改正にともない、支援が必要ではあるが、比較的軽度な方は、地域住民の力を借りながら支援を行う仕組みを構築していきます。

◆町や町社協の取り組み

○日常生活総合支援事業の基盤づくり

- ・サロン会場や筋トレ会場等が総合事業の受け皿になれるように、地域資源の発掘や啓発活動を充実し、地域住民の関わりの強化を図ります。

◆「生活支援サービスの充実」について地域や住民が取り組めること

- ・運転のできる人が買い物に連れて行くような組織について自治会で考えよう。
- ・無理のない範囲で住民参加型サービスに参加しよう。



(3)安全で暮らしやすい生活環境の充実



バリアフリー¹化の推進や公共交通網の充実により、高齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが外出しやすい環境を整えるとともに、防犯対策など、安心していきいきと暮らすことのできる環境づくり、福祉の観点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、すべての町民にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン²の考え方に立って整備を進めるとともに、公共交通網の充実等により、町民が外出しやすい環境を整えます。

◆町や町社協の取り組み

○公共施設のバリアフリー化の推進

- ・町内の公共施設については、すべての町民にとって利用しやすい環境を整えるため、多目的トイレの整備に努めます。

○バリアフリー等に関する普及・啓発

- ・身体障がい者補助犬の普及：公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

○情報のバリアフリー化の充実

- ・視覚・聴覚に障がいのある人、高齢者を含むすべての町民が、情報を入手し利用できる方法、仕組みを構築します。
- ・手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図ります。



大人向け交通防犯教室の様子

¹ バリアフリー：障がいのある人や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすことです。

² ユニバーサルデザイン：国籍や年齢、男女の違い、障がいの有無などに関係なく、初めから、できるだけ、すべての人が利用しやすい、「まち」や「もの」などをつくるという考えです。

②防犯体制の充実

町民の防犯意識を高め、地域の防犯協会や警察など関係機関との連携のもとに、犯罪を未然に防止するための啓発活動を行います。

◆町や町社協の取り組み

○地域との連携による子どもたち等の安全確保

- ・放課後の児童の安全対策等、防犯灯・監視カメラの設置や防犯パトロールを強化します。
- ・地域との協力により、防犯活動の推進に努めます。特に、「子ども安全協力の家」の設置推進など、子どもの安全確保について、地域、学校、PTAなどの連携により取り組みを進めます。
- ・防犯委員や青少年育成推進委員の活動などにより、地域の自主防犯活動を推進します。

○防犯・消費者被害等に関する意識啓発

- ・高齢者や障がいのある人等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります。

○交通安全対策の取り組み

- ・交通マナーをみんなで守り、気づいたことは声をかけあうなど、地域の交通安全に対する意識を高めていきます。



③災害発生時の支援

地震や豪雨など、各地で災害が多く発生しており、また、災害発生時に一人では避難できない人が増えていることから、防災への対応が急がれます。

「吉岡町地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員や自治会、ボランティア、福祉施設などと連携して、要支援者の安否確認や情報を伝達するとともに、災害時の助けあい活動に取り組みます。

また、災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取り組みを進めます。

◆町や町社協の取り組み

○避難支援希望者に対する支援体制の強化

- ・各自治会組織を通じて「手上げ方式」及び「同意方式」により避難支援希望者の登録を行っていきます。

○地域における日頃からの安否確認体制と訓練等の充実

- ・避難支援希望者に対する支援を円滑に行うため、日頃からの地域の声かけ運動や、災害を想定した訓練等を実施していきます。
- ・ボランティア協会の協力を得て各自治会の訓練で炊き出し等の協力支援を行います。
- ・灯油等を高齢者宅に配達を行っているガソリンスタンド等と協力をし、配達時の安否確認や災害時の物資の優先的供給を行う体制を整備していきます。

○総合的な防災対策

- ・地域防災計画に基づき、水や食料等の備蓄を十分確保するとともに、災害時の緊急避難場所や防災無線の整備、防災マップ等による防災意識の啓発、関係機関、団体との連絡体制の確保等、迅速・的確に防災対応ができる仕組みづくりに努めます。
- ・老人福祉センターは、町の災害時の避難場所として炊き出し用の備品の充実など準備に努めます。

◆「安全で暮らしやすい生活環境の充実」について地域や住民が取り組めること

- ・子どもたちを犯罪から守るため、あいさつ運動を進めよう。
- ・悪質な訪問販売や、振り込め(訪問)詐欺などに巻き込まれそうになったら、一人で行動せずに近所の人に相談してから行動しよう。
- ・自治会の防災訓練等に参加しよう。
- ・台風や水害時は、危険を感じたら、近所の人と声をかけあって一緒に避難しよう。

(4)権利擁護の推進



あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を町全体でつくっていきます。

①権利擁護の推進

介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の「措置」から「契約」による利用制度へと移行し、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択するようになっていきます。こうした中、認知症、精神障がいや知的障がいなどで、サービスの利用や消費生活などの意思表示や判断をすることが十分ではない人たちへの支援策を強化します。

◆町や町社協の取り組み

○人権啓発の推進

- ・人権作文集「明るい吉岡町」の作成等により人権啓発を進めます。
- ・認知症や虐待、DV¹などへの理解を進めるための啓発を行います。
- ・人権尊重の意識を高め地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組みます。

○成年後見制度等の推進

- ・町社協と連携し日常生活自立支援事業等、権利擁護の推進を図っていきます。
- ・判断能力が十分でない人の権利を擁護する成年後見制度の普及活動に努めるとともに、身寄りがないなどの理由で利用したくてもできない人への支援を図っていきます。

②虐待やDV防止の取り組み

高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止法により、それぞれの支援会議等を開催して、虐待の予防についての普及啓発と虐待発生時の迅速な対応に努めます。

◆町や町社協の取り組み

○虐待の予防

- ・高齢者虐待の要因の一つとして、認知症による行動障がいが増えるため、認知症の理解と相談支援を強化していきます。
- ・虐待の疑いのある場合は、虐待の防止のため早期の対応が必要になります。地域や専門家等の関係者が協働して支援を行うなどきめ細かな対応に努めます。

¹ Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

○早期発見体制

- ・小中学校、学童クラブに参加する児童の変化に注意を払い、異変に気づいた場合は早期に通報できるよう体制を整えます。

○虐待防止・早期対応のための支援体制の強化

- ・虐待の防止及び適切な対応を行うため、町及び地域包括支援センターでの支援、要保護児童対策地域協議会での支援の強化を図ります。
- ・虐待を受けている児童・高齢者・障がいのある人、DV被害を受けている人等の要保護者の早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、医療・福祉・教育等関係者、消防・警察等による要保護者対策のための連携を強化します。

③生活困窮者の自立支援

平成 25 年度に成立した、生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、平成 27 年 4 月から施行されました。この新たな生活困窮者自立支援制度に基づいて地域福祉を拡充し、生活困窮者の自立を支援します。

◆町や町社協の取り組み

○関係機関との連携による相談支援体制の充実

- ・潜在的困窮者（すでに困窮している人）や困窮リスクが高い人（これから困窮しそうな人）の把握を、様々な事業の機会を活用するなど適切な方法を検討して実施します。
- ・生活困窮者、低所得者に対しては、適切な保護に努めるとともに、県社会福祉協議会、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して自立を促進していくための相談体制の充実に努めます。
- ・生活資金等に関して「生活福祉資金事業相談窓口㊤」「善意銀行貸付事業㊤」等による支援を行います。

◆「権利擁護の推進」について地域や住民が取り組めること

- ・お互いの人権を尊重する意識を高めよう。
- ・身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しよう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189(いち早く)」に電話をしよう。

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、町民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくりまします。

(1)健康づくり・介護予防の推進



「自分の健康は自分で守る」という基本的な意識のもと、町民の健康意識の高揚と健康づくりを推進します。

また、生涯を通じて元気に活動できるよう、町民一人ひとりが健康寿命を意識し、尊厳と生きる喜びをもって生涯をいきいきと過ごすために、介護予防事業の積極的な推進を図っていきます。

①健康づくり・介護予防の推進

◆町や町社協の取り組み

○健康づくりの支援

- ・よしおか健康 No.1 プロジェクトのさらなる推進として、楽しく健康になる「活動量計を利用した健康活動の推進事業」を実施するとともに、がん検診等の一体受診により、受診率を高め、町民の健康管理及び病気の早期発見につなげるなど、町民の健康づくりを支援します。
- ・老人福祉センターを健康づくりの場として位置づけ、自主的な鬼石式筋トレの実施やラジオ体操など各種健康教室や介護予防教室を開催し町民が自らの健康意識に基づき、興味のある教室に自由に参加できる体制を整えます。
- ・よしおか温泉「リバートピア吉岡」の町民特別無料招待券を配布し、町民の健康増進ならびに地域の振興及び交流を図ります。

○介護予防の推進

- ・介護予防に関する知識の普及・啓発のための事業や高齢者が積極的に参加し地域での自主的な介護予防活動ができるように、運動と認知症予防を組み合わせた「コグニサイズ[®]」の推進や「地域の筋トレ会場の推進[®]」の充実を図ります。
- ・介護予防に関する知識の普及・啓発のための事業や高齢者が積極的に参加し地域での自主的な介護予防活動ができるような活動支援及び相談事業などを行っていきます。

◆「健康づくり・介護予防の推進」について地域や住民が取り組めること

- ・「自分の健康は自分で守る」を意識し、健（検）診を受けるとともに町の各種健康チェック情報などを活用して自らの健康状態に関心をもって、心配ごとがあれば早めに相談・受診しよう。
- ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしよう。
- ・地域ぐるみの健康活動に取り組もう。



コグニサイズの様子

(2)社会参加・生きがいづくり



誰もが、地域の中で、気軽に集い、学び、地域活動に参加できる場や機会の充実により、町民が生きがいを感じることでできるまちづくりを進めていきます。

①社会参加・生きがいづくり

◆町や町社協の取り組み

○健康づくり・生涯学習等による生きがい活動支援

- ・広報誌やホームページを通じて手作り講座等の情報提供の強化を図ります。
- ・よしおか再発見ウォークや健康 No.1 事業等、町民参画の各種イベントの開催により、多くの町民が町の魅力を実感することのできる場や機会を充実します。
- ・生涯学習・生涯スポーツについて、高齢者、障がいのある人、子育て中の母親、ひとり親世帯など、参加できにくい人に配慮をして、すべての人が参加しやすいプログラムの充実と環境整備を図っていきます。
- ・老人福祉センター自主事業で、踊り、絵画教室などの自分にあった趣味で生きがいづくりを促進します。

○高齢者や障がいのある人の就労支援

- ・シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の雇用促進を図ります。
- ・就労支援センター・ハローワークなどとの連携により、障がいのある人の就労のための支援、環境づくりへの取り組みを促進します。また、障害者雇用促進法の趣旨に基づき、町においても、障がいのある人の雇用を推進するとともに職場実習としての受け入れにも努めます。

◆「社会参加・生きがいづくり」について地域や町民が取り組めること

- ・家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しよう。
- ・耕作放棄地を高齢者が野菜づくりの場として活用できる策を考えよう。



老人センター自主事業の様子



よしおか再発見ウォークの様子

第5章 計画の進行管理

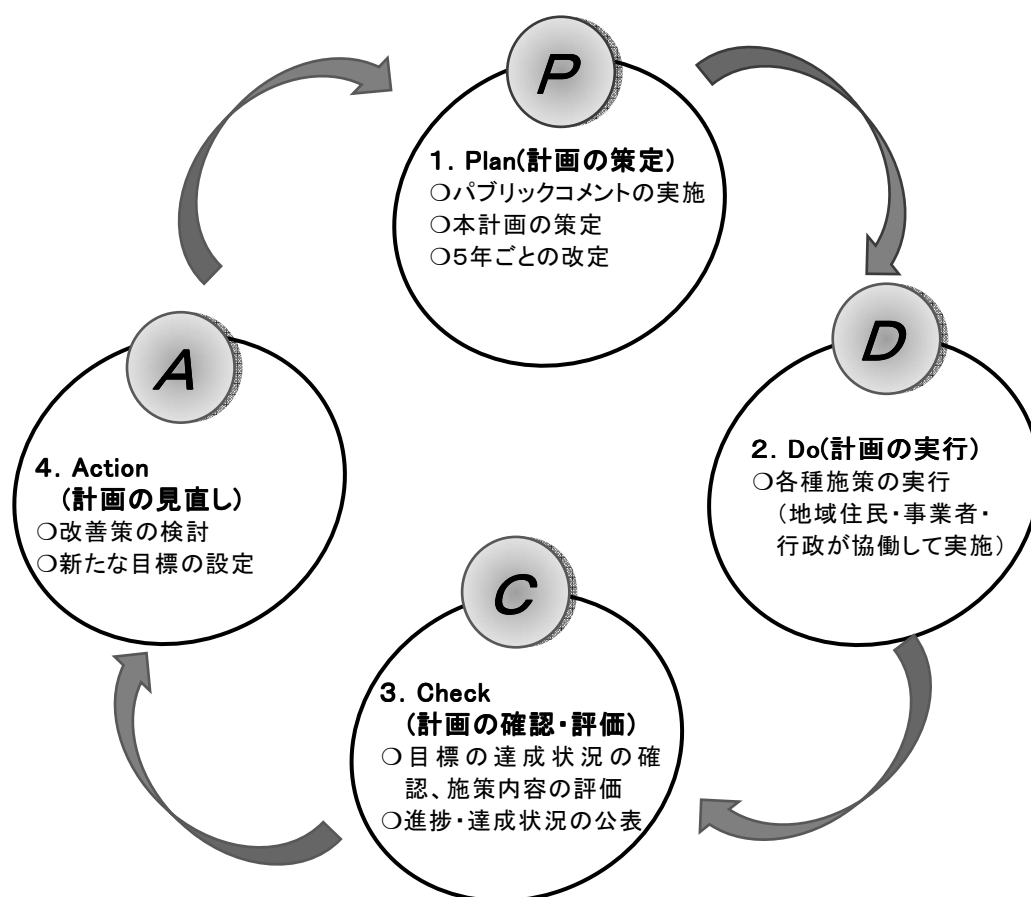
5-1 点検と評価

計画の進行管理については、他の福祉関連計画などとも連携を図りながら、点検・評価を行っています。

計画の点検・評価については、PDCA サイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。

また、地域福祉に関する情報は、町や町社協の広報誌やホームページなどを活用して、広く町民に周知していきます。

■PDCA サイクルによる計画の進行管理



資料編

資料1 福祉の分野別計画の概要

(1) 子ども・子育て支援

吉岡町子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）より抜粋

基本方向	施策の方向	
家庭での養育・教育支援	子育て相談体制の充実	保育サービスへの橋渡しや、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、気軽に利用できる身近な相談窓口から経験者や専門家によるものまで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努める。
	子育て情報・学習機会の充実	『広報よしおか』の子育て情報の充実とともに、『子育てガイドブック』の作成など、情報提供を充実するとともに、親が子育てについて学習する機会の充実に努める。
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等の子育ての支援と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実する。
仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	男女共同参画意識の啓発	男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重し合うよう、様々な機会を通じて家庭・地域・企業に対して啓発する。また、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進める。
生きる力を育む教育の推進	多様な学習・体験機会の充実	子どもが様々な活動を通して、楽しみながら実社会で役に立つ知識や経験、知識を実践に結びつける知恵など、生きる力を身につけていけるよう、多様な学習・体験機会の拡充に努める。
子どもの権利・意見の尊重	子どもの権利について啓発と擁護	「児童の権利に関する条約」をもとに、子どもの権利について多様な啓発活動を行う。また、健康不安、いじめや不登校、ひきこもり、虐待などの予防や解消のために、子ども本人や保護者を対象にした相談体制の充実と擁護体制の整備を図る。

基本方向	施策の方向	
子育て仲間（コミュニティ）づくり	子育て仲間（コミュニティ）づくり	子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会や場の充実に努め、子育てを共に進める多様な子育て仲間（コミュニティ）づくりを促進する。
地域の子育て支援体制づくり	保護者活動の支援	保護者による地域の子育てグループや子ども会などの保護者の活動を、地域住民の多様な趣味や仕事の経験を活かし、地域ぐるみで支援する取り組みを促進する。
	地域ぐるみ健全育成活動	地域全体での青少年健全育成活動の活発化を図る。
児童虐待への対応	虐待の発見・防止・保護体制の整備	吉岡町要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、子育て関連施設における虐待発見の徹底、健康診査の未受診者への訪問など発見体制の充実を図るとともに、福祉・保健、教育をはじめ関係機関との連携を密にし、虐待を受けた児童の保護を図る。
子ども等の安全の確保	犯罪被害の予防・防止	子どもへの防犯教育、地域での防犯活動、「子ども安全協力の家」など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取り組みを進める。

※計画の実現に向けた「地域」の役割

子どもは生活の中で多くの人やものにふれ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。特に、子どもが大人に向けて自立していくためには、家族の保護の下から離れ、友達と社会の中で新たなことに挑戦していく体験が重要です。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっては身近で重要な子育ての場です。

保護者がお互いに子育てを助けあえるような機会を充実するとともに、地域社会で子育てを行っていくという意識の醸成、地域活動への子どもの参加の促進、子どもや保護者活動への地域住民の積極的な支援など、地域社会の子育て機能の回復を図ることが必要です。

(2)障がい福祉

第3期吉岡町障がい者計画（平成25～29年度）より抜粋

基本方向	施策の方向	
まちづくり・地域活動への参画促進	地域活動やまちづくりに関する情報提供	ホームページのユニバーサルデザイン化など、まちづくりや地域活動に関する情報を積極的に提供する。
	地域活動への参加促進	自治会活動や地区行事、清掃・美化活動などの身近な地域活動や、地域福祉ネットワーク活動、ボランティア活動への障がい者の参加を促進する。
啓発・広報活動の推進	広報・ホームページによる周知・啓発	「広報よしおか」の充実を図るとともに、町のホームページ上で地域での福祉活動の紹介など、障がい者福祉に関する情報提供を充実する。また、町社協だより「いちちょう」、町社協のホームページを通じて、より多くの町民に興味・関心を抱いてもらえる様な周知・啓発を進めていく。
	障がい児・者交流事業	「障がい児・者交流事業」の周知を図り、多くの町民の参加を促進し、当事者同士の交流と障がいや障がい者に関わる問題などについての知識の普及に努める。特に発達障がいや高次脳機能障がいなど、理解が十分にされていない障がいに関する知識の普及に努める。
地域福祉活動の活性化	福祉活動に関する情報提供の充実	町民が障がい者に対する理解を深めるとともに、各種福祉活動に自ら参加しようとする意識がもてるように、町社協だより「いちちょう」の充実を支援する。また、講演会の開催、啓発ビデオ・映画の上映や回覧板、ホームページで福祉サービス情報発信により、より身近な媒体を通じた広報・啓発活動を進める。
生活安全対策の推進	安心・安全のまちづくりの推進	誰もが安心して暮らすことのできるまちをつくるために、防犯委員会及び自治会等の団体に加え、教育関係機関との連携も密にしながら、町民の安全面を強化し、防犯体制の充実を図っていく。

(3)高齢者福祉・介護保険

吉岡町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）より抜粋

基本方向	施策の方向	
介護予防・生活支援サービス事業	生活支援サービスの体制整備	介護保険法の改正による生活支援サービスの提供体制を整備するため、サービス提供者となりえる地域の団体や人材の発掘、サービス提供体制の構築と運営、サービス利用の支援等の体制整備を進める。
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する情報提供の充実	認知症に対する正確な知識や対応の仕方等を普及するため、広報や町社協だより等を活用して、認知症に関する情報提供をさらに充実させていく。
	認知症行方不明者の早期発見・登録事業	認知症行方不明者を迅速に発見し、事故を予防するために、地域周辺を徘徊している間に、早期に捜索を開始できる仕組みをつくる。
	徘徊高齢者見守りネットワーク事業	家族が見守りを希望する徘徊高齢者について、近所の隣組程度の範囲の協力や理解による見守りネットワークを構築する。
交流・理解の促進	世代間交流事業の推進	小学校でのふれあい教室や中学校のボランティア体験等、福祉教育を通じた世代間交流をより拡充していくとともに、地域福祉ネットワーク活動等を通じて、高齢者と子どもたちが交流したり、子どもたちが福祉活動を体験できる機会の整備を図る。
	地域サロン事業の拡大	地域サロンの町全体への拡大を図るとともに、後継者の育成、参加者増加も踏まえた活動内容の充実を図る。
地域福祉活動の活性化	福祉活動に関する情報提供の充実	町民が高齢社会に対する理解を深めるとともに、各種福祉活動に自ら参加しようとする意識がもてるように、町社協だより「いちょう」の充実を支援する。また、講演会の開催、啓発ビデオ・映画の上映や回覧板、ホームページからの福祉サービス情報発信により、より身近な媒体を通じた広報・啓発活動を進める。
安心・安全な生活環境づくり	防災対策の充実	避難支援希望者に対する支援を円滑に行うため、日頃からの地域の声かけ運動や、災害を想定した訓練等を実施していく。また、防災マップ等による防災意識の啓発、関係機関・団体との連絡体制の確保等、迅速・的確に防災対応ができる仕組みづくりに努める。

資料2 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1)吉岡町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、住民参加型の地域福祉活動を推進する吉岡町地域福祉計画（以下「計画」という。）を地域の実情に応じて適切に審議し、策定するにあたり、吉岡町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 町長は、次に掲げるもののうちから委員を委嘱する。

- (1) 議会代表
- (2) 自治会連合会代表
- (3) 老人クラブ代表
- (4) 食生活改善推進員代表
- (5) 民生委員児童委員代表
- (6) 障害者代表
- (7) 母子保健推進委員代表
- (8) 福祉施設代表
- (9) ボランティア協会代表
- (10) 教育委員会代表
- (11) 社会福祉協議会代表
- (12) 行政機関代表

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。ただし、選出機関及び団体の任期が終了した場合は、新たに任命及び選出された者に委嘱する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課福祉室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

(招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後、最初に招集される会議は、町長が招集する。

(2)吉岡町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は社会福祉法第109条の規定に基づき、吉岡町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、吉岡町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 吉岡町地域福祉活動計画は吉岡町（以下「町」という。）が社会福祉法第107条の規定する吉岡町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と共同して作成する。

(委員会)

第2条 委員会委員は、吉岡町地域福祉計画策定委員会委員（以下「計画策定委員」という。）に委嘱する。

2 委員会の委員長及び副委員長は、第2条第1項の規定により計画策定委員の委員長及び副委員長をあてる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、活動計画策定完了までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉計画策定委員会の事務局である健康福祉課福祉室に置き、業務は町と社協が協議して処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、活動計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

(3)吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名	備 考
1	吉岡町議会	小林 一喜	H27.4.29 まで
		馬場 周二	H27.5.11 から
2	吉岡町自治会連合会	渡邊 威弘	
3	吉岡町老人クラブ連合会	柴崎 喜朗	
4	吉岡町食生活改善推進員連絡協議会	今井 艶子	
5	吉岡町民生委員児童委員協議会	栗原 榮	
6	吉岡町身体障害者自立更生会	石倉 三男	
7	吉岡町母子保健推進委員会	岸 由美子	H27.3.31 まで
		富澤 京子	H27.4.1 から
8	吉岡町老人福祉センター	齊木 洋明	
9	吉岡町ボランティア協会	栗田 利子	
10	吉岡町教育委員会	武藤さゆり	
11	吉岡町社会福祉協議会	高橋 郁子	
12	吉岡町役場健康福祉課	福田 文男	

吉 岡 町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

発 行 日 平成 28 年 3 月

発 行 吉岡町
〒370-3692
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地
TEL : 0279-54-3111 (代表)

吉岡町社会福祉協議会
〒370-3604
群馬県北群馬郡吉岡町南下 1333 番地 4
TEL : 0279-54-3930

企画・編集 吉岡町 健康福祉課 福祉室
吉岡町社会福祉協議会

